

第2回 まちづくり常任委員会会議録

令和7年2月26日（水）
委 員 会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告（10時50分）
- 2 調査事項
 - （1）総務企画課所管
 - ①令和7年度 幌延町各会計予算（案）の概要について
 - （2）産業建設課所管
 - ①町道3条仲通線道路整備事業について
 - ②上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画について
 - ③商工業支援事業の制度改正と新規支援事業の創設について
 - （3）保健福祉課所管
 - ①幌延町健康づくり計画について
 - ②生活支援有償ボランティアによるマッチング事業について
 - ③第三期幌延町子ども・子育てプランについて
 - ④幌延町障がい者総合支援協議会の設置について
 - （4）住民生活課所管
 - ①地域デマンド交通実証運行結果と今後の方向性について
 - ②令和7年度 地域運営組織に係る町支援制度（案）について
 - （5）教育委員会所管
 - ①幌延町奨学資金貸付条例の改正について
- 4 閉会宣告（16時05分）

○出席委員（8名）

委員長	4番	高橋秀之
副委員長	1番	高橋秀明
委員	2番	佐藤忠志
委員	3番	深澤博之
委員	5番	植村敦
委員	6番	無量谷隆
委員	7番	斎賀弘孝
委員	8番	西澤裕之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	青木順一
総務企画課長	早坂敦
総務企画課参事	山本基継

住 民 生 活 課 長	村 上 貴 紀
保 健 福 祉 課 長	島 田 幸 司
産 業 建 設 課 長	角 山 隆 一
教 育 次 長	伊 藤 一 男

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
住民生活課長補佐	山 下 智 昭
保健福祉課長補佐	山 本 恵 美
産業建設課長補佐	伊 山 英 貴
産業建設課長補佐	若 杉 忍

財 政 係 長	藤 原 潤
地 域 対 策 係 長	齊 藤 徹
社 会 福 祉 係 長	清 水 和 也
保 健 推 進 係 長	長 山 美 保
包 括 支 援 係 長	千 葉 真 寿 美
管 理 係 長	植 村 瞭 平
上 下 水 道 係 長	宮 下 勇 人
上 水 道 主 査	鎌 田 和 巳

商工観光係主任	菅 原 巧
---------	-------

○議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
書 記 係 長	藤 田 秀 紀

高橋秀之委員長

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより、第2回まちづくり常任委員会を開会します。

始めに、町長より御挨拶をお願いいたします。

野々村町長

皆様おはようございます。

令和7年の第2回まちづくり常任委員会に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

先だっても常任委員会を開催させていただきましたけども、今週もまた、盛りだくさんの5課11項目について、今日、常任委員会等で御説明をさせていただきます。

予算に関わることでございますので、忌たんのない御意見等も頂ければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

それでは調査事項に入ります。

調査事項（1）総務企画課所管「令和7年度幌延町各会計予算（案）の概要について」の説明をお願いいたします。

早坂総務企画課長

令和7年度幌延町各会計予算（案）の概要について、お手元に配布の各会計予算説明資料により、ご説明申し上げます。

なお、新年度各会計予算説明につきましては、本会議において提案理由説明をすることから、本常任委員会においては、主な事項の説明とさせていただきますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

まず、2ページをお開きください。

上段の表になります「1各会計別当初予算総括表」を御覧ください。

令和7年度幌延町各会計予算の合計は85億2,636万6千円で、前年度当初予算対比5億6,754万8千円、7.1%の増です。うち一般会計予算は66億9,100万円で、前年度当初予算対比7億1,100万円、11.9%の増となっております。

増額の主な要因ですが、教員住宅整備事業の建築工事等及び幌延町小中一貫校整備事業の実施設計業務、問寒別地区移住促進住宅整備事業、町道3条仲通線道路改良事業、幌延町多世代交流施設整備事業、OA機器等更新事業の新規計上、それから、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業の増などによるものであります。

下の表になります「2当初・繰越予算の状況」を御覧ください。

令和6年度一般会計予算の繰越明許費は、これまでの補正予算で設定させていただいたものに加え、この度の3月定例会に提案する補正予算で、設定予定の3,049万2千円を合計した1億3,166万7千円が令和7年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は68億2,266万7千円、全会計の合計は86億5,803

万3千円の予算規模となります。

それでは、一般会計予算の主な増減について、説明いたします。

始めに歳入ですが、9ページをお開きください。

1の1、歳入款別予算額の内訳表の右端の増減欄を御覧いただきたいと思います。

1款、町税では2億2,258万3千円、43.6%の増となっておりますが、これは、浜里地区に新設された風力発電設備による固定資産税の増が主な要因となっております。

10款、地方交付税では1億円、4.4%の減で、予算額は21億7千万円を計上しています。これは普通交付税の減額見込み分のみを計上しており、特別交付税は交付実績を勘案して、前年度当初予算据え置きとしております。

以下、事業費等に係る国、道などの支出金、財源に係る繰入金、受託事業収入など、資料記載のとおりとなっておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、歳出ですが、14ページをお開きください。

上の表、1の1、歳出款別予算額の内訳表の右端の増減欄を御覧いただきたいと思います。

1款、議会費では304万4千円、5.7%の減で、主な要因は、町議会議員視察研修事業の減によるものとなっております。

次、2款、総務費では2億3,441万6千円、29.2%の増で、主な要因は、問寒別地区移住促進住宅整備事業、多世代交流施設整備事業、OA機器等更新事業、地域運営組織支援事業などの増によるものであります。

3款、民生費では2億6,244万6千円、22.8%の減で、主な要因は、児童手当や問寒別へき地保育所改修事業などが増となる一方、国民健康保険診療所特別会計への繰出金、こざくら荘支援事業などの減により総体的に減となっております。

4款、衛生費では1億492万7千円、30.9%の増で、主な要因は、簡易水道事業会計補助金、また、西天北五町衛生施設組合負担金などの増によるものであります。

6款、農林水産業費では9,773万6千円、13.1%の増で、主な要因は、農業機械整備事業、問寒別地区農業用水道施設改修事業、問寒別地区草地畜産基盤整備事業、幌延町生乳生産拡大事業などが減となる一方、上幌延開進地区の農業用水道施設改修事業、農業用水道管理費などの増により総体的に増となっております。

7款、商工費では3,190万9千円、16.5%の増で、主な要因は、商工観光振興支援活動事業、幌延町新規開業スタートアップ支援事業などの増によるものであります。

8款、土木費では7,106万円、5.6%の減で、主な要因は、道路維持管理費、町道舗装補修事業、公営住宅長寿命化改修事業などが増となる一方、各道路改良事業、橋梁長寿命化改修事業における対象道路及び対象橋梁の減、下水道事業会計補助金の減などにより総体的に減となっております。

9款、消防費では291万7千円、1.6%の増で、主な要因は、北留消防組合負担金の増によるものとなっております。

10款、教育費では5億5,999万3千円、117.3%の増で、主な要因は、幌延中学校補修事業が減となる一方、教員住宅整備事業、小中一貫校整備事業、スクールバス整備事業、児童生徒及び指導者用タブレット端末の更新に伴う学校総務費などの増による

ものであります。

11款、災害復旧費では2,299万9千円の増で、主な要因は、昨年的大雨により損壊した被災箇所への復旧工事の新規計上により大幅な増となっております。

12款、公債費では734万7千円、1.0%の減で、町債の借入残高の減によるものであります。以上が歳出の主な増減です。

次に19ページをお開きください。

(6) 町債の発行事業です。

一般会計の町債の令和6年度末現在高は36億6,406万2千円となる見込みで、令和7年度の発行見込額は12億7,210万円、償還元金は7億3,160万2千円で、令和7年度末現在高は42億456万円になる見込みとなっております。

20ページをお開きください。

(7) 基金積立・取崩額及び充当事業です。

一般会計が所管する基金の令和6年度末現在高の合計は60億3,353万9千円の見込みで、令和7年度の積立額は1億2,678万3千円、取崩額は10億2,412万円で、令和7年度末の基金現在高は51億3,620万2千円になる見込みです。

取り崩し予定の主な基金は、財政調整基金4億5,420万円、ふるさと創生基金1億3,700万円、公共施設等整備基金3億6,600万円、地域公共交通活性化基金2,600万円、森林環境譲与税基金1,890万円などとなっております。

取り崩しは町債の繰上償還や地方創生事業、公共施設等の整備・補修事業等の財源になります。今後、基金に依存した予算に注意を払い、将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

次、25ページから32ページにつきましては、主な事業の概要と繰越事業の概要を掲載しており、33、34ページの表は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業を再掲し、まとめた表となっておりますので、後ほど、御確認いただきたいと思います。

次に、35ページからは公営事業会計等の予算の概要を掲載しております。

35ページお開きください。

まず、国民健康保険特別会計ですが、(1)歳入歳出款別予算額の内訳を御覧ください。

予算額は3億3,520万7千円で、前年度との比較は1,790万6千円、5.1%の減です。

主な増減としては、歳入では、国民健康保険税で100万6千円の減、道支出金では普通交付金などで2,355万7千円の減、繰入金666万6千円の増などです。

歳出では総務費710万8千円の増、保険給付費2,149万2千円の減、北海道に保険料として納める国民健康保険事業費納付金275万8千円の減、保健事業費で233万7千円の増、諸支出金で310万1千円の減などです。

次に、36ページの国民健康保険診療所特別会計ですが、予算額は3億8,652万7千円で、前年度との比較は2億6,392万4千円、40.6%の減です。

主な増減としては、歳入では入院料で230万7千円の減、外来診察料で629万2千円の減、保健衛生活動収入で177万3千円の増、道支出金で1,460万5千円の減、繰入金で2億5,026万2千円の減、諸収入で789万3千円の増などです。

歳出では診療所人件費で1,800万9千円の減、診療所業務費で1,424万3千円の増、診療所管理費で258万8千円の増、投資的経費として医療技術職員住宅整備事業の終了などにより2億6,443万1千円の減などです。

次、37ページの後期高齢者医療特別会計ですが、予算額は5,711万5千円で、前年度との比較は457万2千円、7.4%の減です。

増減内容は、歳入では保険料で208万3千円の減、繰入金で248万9千円の減です。

歳出では総務費で377万6千円の減、後期高齢者医療広域連合納付金79万6千円の減となっております。

次に、38ページの介護保険特別会計ですが、保険事業勘定では予算額2億6,619万3千円で、前年度との比較は1,696万9千円、6.8%の増です。

主な増減としては、歳入では保険料で144万6千円の増、国庫支出金で731万7千円の増、支払基金交付金で731万円の増、道支出金で344万2千円の増、繰入金で257万円の減などです。

歳出では総務費で714万8千円の減、保険給付費で2,502万8千円の増、地域支援事業費で61万5千円の増、予備費で152万6千円の減です。

39ページ、介護サービス事業勘定は予算額918万5千円で、前年度との比較は79万円、7.9%の減です。

増減内容は、歳入ではサービス収入で104万7千円の減、繰入金で25万7千円の増です。

歳出では総務費、事業費合わせて79万円の減となっております。また、ページ中段から下、総計の表になりますが、介護保険特別会計の予算総額は2億7,537万8千円、前年度との比較は1,617万9千円、6.2%の増となります。

次に、40ページの簡易水道事業会計です。ページの一番下、「総計」の表を御覧ください。支出予算額は4億4,893万6千円で、前年度との比較は2億7,390万1千円、156.5%の増です。主な理由といたしましては、道路改良事業に伴う配水管布設工事による増、問寒別浄水場建設工事による増などによるものです。

次に、42ページの下水道事業会計です。

こちらもページの一番下、総計の表を御覧ください。

支出予算額は3億3,220万3千円で、前年度との比較は1億4,713万円、30.7%の減です。

主な理由としては、ストックマネジメント計画策定をはじめとする委託料の減、道路改良事業に伴う下水道施設改修事業の対象管路の減などによるものであります。

予算の概要説明は以上となります。

なお、詳細な提案理由については本会議において申し述べさせていただき、質疑をお願いしようとするとなっております。

以上、令和7年度 幌延町各会計予算の概要についての説明を終わります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

新年度予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託することとなりますが、た

だいまの説明で何か質問ある方は、挙手の上、指名を受けてから、マイクのスイッチを押して発言してください。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、令和7年度幌延町各会計予算(案)の概要については以上とします。暫時休憩します。

(11時06分 休 憩)

(11時10分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に調査事項(2)産業建設課所管「①町道3条仲通線道路整備事業について」の説明をお願いいたします。

角山産業建設課長

本日、産業建設課からの報告説明事項は3件です。

1点目は①町道3条仲通線道路整備事業についてでございます。

本整備事業につきましては、令和4年度に着手し、令和7年度で完了を予定しているところでございますが、下水道管路改修工事について、令和6年度施工工事に関してマンホールポンプ所設置に係る制御盤等の資機材調達に時間を要し、年度内での工事完了が見込めないことから、事業を繰越して令和7年5月30日まで工期を延長すること。また、令和7年度に施行を予定する道路改良工事につきましては、施行区域一帯が相当の水分を含んだ泥炭地であることから、工事施工による家屋への影響を把握すること等を目的に、事前の家屋調査を実施しようとする。以上、大きく2点について御説明いたします。

詳細につきましては、お配りした資料を基に、下水道管路改修工事に係る工期延長については上下水道係長、宮下、道路改良工事に係る家屋調査の実施につきましては、産業建設課課長補佐、若杉から御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

宮下上下水道係長

それでは、町道3条仲通線下水道管路改修工事工期変更について、御説明させていただきます。

工事の内容としては、本管である污水管にたるみ等の変形が進行していることが確認されており、今後、破損等の可能性が高い状況にあることから、深い位置にある既設管を、管理しやすい浅い位置に設置替えすることに加え、管路上流の3条仲通線と南2丁目線の交点位置にマンホールポンプ所を設置し、新たに開削を行い、浅い位置に圧送管を134m、圧送管と同じ深さで雑排水を流すサービス管を113m設置、別途、推進工法による下水道管設置を約35m行う工事と内容となっております。

6月下旬にマンホール設置場所付近の試掘をした結果、幌延深地層研究センター設置の配水管と新たに設置するマンホールが接触する可能性が高いことから、マンホール設置位置の変更とマンホールポンプ所近くにあるNTTの地下埋設ボックスが想定を超える大きさであることが確認できたことから、マンホールポンプ所からの圧送管埋設位置の変更に伴い、設計変更により工事費を39万6千円増額しております。

工事の進捗状況については、污水ポンプの入荷、圧送管134m、サービス管113m、

推進工での下水道管設置を35m、各マンホールの設置と管工事の箇所舗装復旧まで終えている状況です。

設置予定のマンホールポンプ所の制御盤は、当初、納期8か月を予定しておりましたが、かねてからの世界的な半導体需要増による制御部品の入手困難に伴う部品組立て作業があることから、工期を99日間延長する判断といたしました。

ポンプ操作盤搬入後、制御盤の設置、設置マンホール底部のインバートを作成の上、汚水ポンプ所を設置し、試運転調整を行い、工事の総括として廃棄物の処理の概数の確定を行い、工事費を精査の上、令和7年5月下旬の完成を見込んでおります。

私からの説明は以上とさせていただきます。

若杉産業建設課長補佐

続きまして、町道3条仲通線道路整備事業の(2)道路改良工事等に係る家屋調査の実施について御説明いたします。

本路線の整備につきましては、令和4年度から工事に着手しておりまして、令和7年度が工事最終年度で、工事の区間につきましては、道道稚内幌延線の交点、踏切側から町道南2丁目線の交点までの164mとなります。

工事区間の測点で120m付近においては、令和3年度に土質調査を行ったところ、路床部の土質が多岐にわたり泥炭等に区分され、含水比が非常に高いとの結果が出ており、調査の際は、路床土の採取後に間を置かず、水が上がってくる状況で、特に地下水位が高い区間となっていることを把握しております。

令和7年度に実施予定の水道管改修や道路改良、いずれの工事でも家屋が近接密集している状況下での施工となることから、工事の期間中に家屋の損傷等が発生した場合に、それが工事に起因しているか否かの判断材料とするための資料作成を目的に家屋調査事前調査の実施を考えております。

調査につきましては、専門業者が所有者等の同意を得た上で、施工前に住宅の内装や外観の状態について調査を行い、亀裂の有無や傾斜角度など、さまざまな視点から点検し、必要に応じて写真を撮りながら資料化することにより、工事後との比較によって、工事の影響が家屋に及んだか否か、また、補償の対象とすべきか否かの判断材料を得ることが可能となることから、特に軟弱な地盤特性を持つ本区間の工事を円滑に進めるため、必要な調査と判断いたしました。

別紙2の図面にお示しします、緑色の破線枠内を調査範囲とし、赤色で示す建物、住宅や車庫など46棟を家屋調査の対象としております。また、図面の右の方になりますけども、青色の実線については騒音振動調査箇所としておりまして、現時点では想定でありますので、この場所については業務を受託する業者と協議のうえ決定することになります。

なお、調査につきましては、令和6年度3月補正に予算計上の上、工事スケジュールの影響を低減させるため速やかに調査を開始し、令和7年5月中に完了させる予定です。

事業費につきましては、3,049万2千円を計上予定です。

以上、道路改良工事等に係る家屋調査の実施についての説明といたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

西澤委員

今の若杉補佐の説明のところでちょっと1点質問なんですけれども、調査を実施し、何らかの影響でその工事が起因したもので影響があった場合、補償という形になるかと思うんですけれども、その補償の財源というのは、どこからの財源になるんでしょうか。

若杉産業建設課長補佐

現時点では、まずは現状の建物等の調査をするということで予算を上げさせていただく予定となっています。

今後につきましては、その状況が工事に起因する損傷なのかどうか、申出があった場合、そういった対応で考えていく必要がありますので、そのときに、そういった対応になるかと思えます。

西澤委員

そのときの例えばなので、例え話は回答できないと言われればそれまでですけど、そのときの財源、その工事が起因していた場合、その補償とする財源はどこになるんでしょうか。

角山産業建設課長

基本的に町の持ち出しになります。

あとは、その調査の内容によって責任割合、度合い等に応じて金額の方は決めることになると思いますが、基本的には一般財源になります。

西澤委員

特にその補償というか保険というか、そういうものはなくて、町の単費で一般財源から支出していくということの理解でよろしいんでしょうか。

角山産業建設課長

これは事象のケースバイケースになりますけれども、発注者に責任が及んでいる割合に応じて費用負担する場合は一般財源になります。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、「町道3条仲通線道路整備事業について」は以上とします。

次に②上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画についての説明をお願いいたします。

角山産業建設課長

産業建設課からの2件目の報告説明事項は、上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画についてでございます。

本件につきましては、かねてより常任委員会等の場を通じて事業進捗等について御説明しているところでございます。

本日は、今年度中の策定を予定しております農業用水道から簡易水道事業への移行の際、新たな料金区分として設定を予定する農業用の水道料金区分案について、移行後の維持管理経費や利用水量等の現況を踏まえ策定いたしましたので、その内容について御説明いたします。

給水施設及び施設の老朽化対策につきましては、令和7年度につきましても引き続き国や道の補助事業を活用の上、大規模改修を進めつつ、令和8年度供用開始を目途に町簡易水道への移行、並行して農業用水道料金の設定作業を進め、供用開始前、令和7年度中に幌延町簡易水道給水条例を改正するべく作業を進めているところでございます。

詳細説明につきましては、お配りした資料を基に、上下水道係長宮下から御説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

宮下上下水道係長

上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画についての農業用水道料金区分（案）として、御説明させていただきます。

今年度、農業水道料金策定を実施するにあたり、上幌延、開進、問寒別地区の住民説明を5月28日、常任理事会への中間報告説明を10月2日、各利用組合への中間報告説明を10月の30日、事業の運営形態や移行スケジュール等について説明を行い、並行して農業水道から簡易水道へ移行するため、新たに農業用料金案の策定を進めてまいりました。

お渡しした資料を御覧ください。

始めに、1の業務の目的と内容について御説明いたします。

農業用水道を簡易水道へ移行するにあたり、本業務では長期的な水道事業経営の安定を図ることが必要なため、現在、簡易水道では6区分、一般家庭用、団体用、営業用、工業用、浴場用、臨時用の料金設定に新たに農業用料金区分を加える検討を進めてきました。

参考として、3ページ図表1をご参照ください。

地図上に緑色で囲っている上幌延地区、開進地区、上問寒地区、問寒別地区の4地区について簡易水道へ移行する予定となっております。

次に、2の農業用水道4組合の状況についてですが、農業用料金区分の検討にあたり、上幌延地区、開進地区、上問寒地区、問寒別地区の農業用水道利用組合における過去5年間、令和元から令和5年までの経営状況を集計整理いたしました。

資料3ページ目の図表2、棒グラフを御覧ください。

過去5年の収入及び支出については、4組合合計1千万円前後で推移しております。

毎年、収入と支出を比較すると、令和4年を除き、支出が収入を上回る赤字となっています。各組合には繰越金がありますので、収入が不足している組合については、繰越金を取り崩しながら運営しており、令和5年時点では、年間約900万円の人件費や経費などに係るランニングコストを水道使用料金で賄っている状況となっております。

3の料金検討の前提条件についてご説明いたします。

農業用水道料金の検討にあたりましては、以下に示す4種類の前提条件を基に検討を行ってきました。

条件1、初期投資費用の回収は料金収入によらず公費により賄う。簡易水道の施設整備に係る減価償却費、地方債償還、支払利息等については公費で賄う考えとしています。

条件2につきまして、料金収入による回収費用はランニングコスト相当、維持管理費等とします。維持管理費等の主なものは施設の維持管理、動力費、修繕費、水質検査等に係る費用です。

条件3につきましては、簡易水道移行後の料金は住宅用と農業用に区分して設定します。

条件4、条件3で区分した農家等の住宅用水道料金は簡易水道料金の一般家庭用料金区分で算定しております。また、料金案検討にあたりまして、必要経費と料金収入について記載のとおり設定し、料金シミュレーションを行いました。必要経費の内訳については、令和5年、現在の維持管理費4,500万、動力費を300万、修繕費を300万、その他水質試験費等で500万、合計5,600万の必要経費と見込んでおります。料金収入については、非農家の住宅55件、農家の住宅33件については簡水使用料金一般家庭用で算出、生活改善センターなど4件は簡易水道料金の営業用または団体用で算出しており、合計375万8千円の収入を見込み、農業用水道料金を検討致しました。

2ページ、4、農業用水道料金区分案については、大量の水を使用する方、少量の水を使用する方への影響を考慮し、検討した結果、農業用水道料金区分案といたしました。

(1) 基本料金につきましては、基本水量20 m^3 までを4,500円とし、超過分の水量を3段階に設定いたしました。

この基本料金につきましては、上幌延地区の現行基本料金10 m^3 あたり2,500円、超過料金160円となっており、その基本料金の1 m^3 あたり225円をベースとし、基本水量を20 m^3 に設定することにより、使用水量が少ない方への負担を軽減しようとするものです。

(2) 超過料金につきましては、上幌延の現行超過料金160円、1 m^3 あたりをベースに段階的に単価を低減しております。上幌延地区以外の農業用水道料金実績と比べ、極力負担を抑える考えのもと、基本水量が20 m^3 まで基本料金4,500円、使用水量が21 m^3 を超えて50 m^3 までの超過料金が1 m^3 増えるごとに160円、51 m^3 を超えて150 m^3 までの超過料金が1 m^3 増えるごとに150円、151 m^3 以上の超過料金が1 m^3 増えるごとに140円としました。

5の農業用水道料金区分案の評価について御説明いたします。

各地区の農家1件あたりの平均料金では、上幌延地区は令和5年実績と比べ、ほぼ現状を維持し、他3地区は上幌延地区の料金と同水準となります。

表の農家1件当たりの組合別平均料金の比較の一番上の行であります、問寒別地区は中間寒、ケナシポロ、東、糠南の水道メーター25戸を対象としており、令和5年の実績水量が1件あたりの年間平均3,136 m^3 で、月あたりでは261 m^3 となっております。

問寒別地区の現行の組合料金で算出したところ、月13,066円で、1 m^3 あたり50円となります。新料金で算出しますと月39,874円となり、1 m^3 あたり152.6円で組合料金と新料金との比較では3.1倍となります。以下、地区も同じように算出しております。また、4の農業用水道料金区分についての説明の繰り返しになるかもしれませんが、なるべく負担を少なくするため、令和5年度、上幌延地区以外の農業水道料金実績との比較でシミュレーションし、上幌延地区での使用料金設定を比較した結果、新料金区分における経費に掛かる農業用料金の収入割合を41%、残りの59%を町の一般会計負担としました。参考までに、町の公費負担が無い場合、料金体系のシミュレーションした場合は、実績料金の平均よりも7.1倍となり1 m^3 当たり419円の料金となります。

簡易水道は独立採算性を基本としており、安定した水を供給を確保するためには収入と支出のバランスを保つことが重要です。しかし、設備の更新や維持管理費用の増加に伴い、

一般会計からの多額の補助が必要とされることを踏まえ、5年ごとの簡易水道料金の見直しを実施し、これからも安全で安心した水の供給を続けてまいります。

私からの説明は以上とさせていただきます

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問がありませんか。

植村委員

この問寒別地区、上問寒別、上幌地区、開進地区、それぞれ該当戸数って言うんですか、どれぐらいになっているのかちょっと。先ほど問寒別地区は25戸って言いましたよね。各地区によって対象戸数がどれぐらいになっているのか。

宮下上下水道係長

お答えします。対象の軒数は、41軒となっております。

(植村委員「41軒。各地区ごとでいくと。」の声あり)

角山産業建設課長

地区ごとですけれども、中間寒が4軒、ケナシポロが9軒、東、南、西、糠南含めまして12軒。

(植村委員「それで25軒か」の声あり)

はい、そうです。

上問寒が5軒、上幌延が5軒、開進が6軒でシミュレーションしております。

植村委員

これは農業用水としての戸数ってことですね。

角山産業建設課長

はい、現時点で、営農されてる方、というような押さえ方。

植村委員

したら、今の説明だと非農家というような中で一般と分けて処分するということだと聞いたんだけど、あくまでも、これはあれかい、基本料金20m³でというのが全戸対象。

角山産業建設課長

これは、今申し上げた41軒の営農されてる方に対する料金区分の考え方です。

先ほど説明しましたとおり、農家住宅の場合は、簡易水道の一般家庭用の料金で、別途、料金を算定するような流れです。

植村委員

したら、あれなんだ、一般的に農家であっても住宅の水道料金と営農、牛舎関係の水道料と2本立てになるっていうことかい。今までは元栓1本で潜ったら農家なんぼっていうふうにやってたけども、今度は住宅用と牛舎用と2本立てになるという考え方でいくということですか。

角山産業建設課長

そのような考えで、よろしいかと思います。

植村委員。

その数で営農用の対象になるのが、今課長が言われた各地域合わせると41戸あります

よということですね。

角山産業建設課長

料金シミュレーション行った時点での戸数としては、41軒で押さえております。

植村委員

今の現状の戸数、現状の形状での収入、予想不足って言うんですか、が、この下の表の2, 313万9千円ですよということ。予想としてはそのぐらいの収入になります、この今の現状の農家の状態からいってこれぐらいの収入になりますということ。

宮下上下水道係長

令和5年度時点での件数であり、そこで計算した維持管理費とか、それも全部含めた件数で計算しております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

齋賀委員

今、シミュレーションしたら41軒対象にしてやっているんですけどね、それで公費負担が60%だよってことなんですけど、これ40切って農家戸数が減っていても、この負担割合は60ということで継続していくんですか。それとも、農家が少なくなってきたら、やっぱり、公費負担できないよって言って、だんだん負担が大きくなるのが今の時点で予想されているのかどうかお伺いしたいのが1点と、2点目は、この区分が三つですね。3段階の設定で、でも実際、実績水量を見たら月に261, 321ですよ。これもっと4段階、5段階っていうふうには、分けて逡減型料金体系を作らないのかどうかを2点目に伺います。あと3点目は、この料金を水道料金調べるのは、今後、どういうふうになっていくんですか。また、検針員設けて、農家の人が1戸1戸検針して、今、なんぼ水道の水、使ってますよっていうことを検針して町に報告していくのか、それとも、町の職員さんが1戸1戸農家訪ねて、なんぼ使ってますねっていう検診体制になっていく費用負担もこれ全部入ってるんですか、どうですか。

宮下上下水道係長

お答えします。

1番最初の公費負担、今6割で計算しているので、農家が減るとその部分はどうかのっていうことについてなんですけど、簡易水道事業につきましても、基本的には5年に1回、料金を見直ししなさいよということで国から言われておるところで、農家さんともいろいろお話ししながら、どれぐらい、町の財政も圧迫させるわけにもいかないんで、なるべく負担していただくような、経費もどんどん増えてるっていう状況もありますので、今回設定した料金については、5年後先、また検討しますっていう形を考えております。

料金の3段階、4段階、5段階も考えてはどうだということに関しましては、一応、公費の、今回の6、4という形に収まる料金をいろいろシミュレーションした結果、この3段階が一番ベストってところで落ちついたわけなんですけども、基本的には、いろんな基本料金一つ、超過料金一つ、あと、基本料金を3段階に分けて、そこ幾らでも、例えば80m³まで1万5千円とした場合、そこまでなんぼ使っても80m³までは1万5千円っ

ていう、そういったシミュレーションもいろいろしたんですけど、どうしても多い使用料の方と少ない使用料の方、中間の方っていうのがあるので、どっちかを減らすとどっちかが増えてっていうところで、一番、3段階でみんな公平に上がるような形っていうことで、3段階に設定したということです。あと、検針につきましては、基本的には町からの委託を考えて人を探そうかなっていうことを考えています。もし、今後、組合さんで検針されて、まだやりたいよっていう話が聞こえてくるのであれば、料金も当然ながら月幾らっていう形で委託っていうふうにもっていったらなとは考えています。以上です。

齋賀委員

先ほどの植村委員の質問では、これ、水道ね、例えば農家の場合は営農用も家庭用も一本ですよ、今。のところもありますよね。でも、それは、その組合、組合で、大体、牛舎用になんぼ、家庭用になんぼって案分して出して計算している数字がこれ、この数字によってことでいいんですよ。

宮下上下水道係長

一応、ちょっと不明な部分もあるんですけど、大体、予想といいますか、一人頭、1日使う使用料というのがありまして、それをちょっと計算を基に、どれぐらいかっていうことを、ちょっとはじかせていただいて、予想している料金となっております。

齋賀委員

これ今、議会ちゅうか委員会にかかっているんですけども、この4つの地区にね、また、それぞれ組合があって、その組合には、また、いろいろ意見を伺って料金体系決まっていくなですか。

角山産業建設課長

まず、今日は農業区分の案として御説明させていただいて、これで各地区の説明、ここでこの案で説明させていただけるということであれば、この案をもって各地区に説明をし、その結果を踏まえて、また報告という形になろうかと思いますが、料金改定までのプロセスとしては、また改めて御説明を考えております。

植村委員

今度の新しい体系での料金がこのようになりますよというのは、だいたい理解しました。良い悪いってのは別にして、この金額っていうのは、当然、近隣のっていうか、近隣町村の営農用水の金額との比較っていうのもされてると思うんですけども、近隣と比べてみて、この金額が高いか安いかっていうのが一つ。

もう一つは、実際、自分たちも自分たちで運営してきて、実感してるのは、当初は農家戸数が何十戸ってあったのが、現在になってくると半数ぐらいになってしまったと。それによって水道組合の運営がとんでもなく厳しくなってきた赤字状態になってきているというのが今までの経緯、実態なんだよね。これからも、恐らく、町に移管されても農家戸数の減少というのは本当に避けられないのかなと、増えることは、まず見込めない。減少の一端をたどらざるを得ないのかと、大きなメガファームでも何でもこうね、できればまた別ですけども、そういったような懸念がされる中で、この料金の負担割合っていうのは変わらないでやっていけるのか。町と個人負担も変わらない。町の負担を少なくなった分、町の負担が増えるという形になると思うんだけど、そこら辺、見通しとしてどういうふう

に考えているのか。近隣との、ちょっと、整合性っていうんですか、見積り合わせっていうんですか、どんなことになってるのか、ちょっとお聞きします。

角山産業建設課長

ただいまの御質問ですけれども、現状の近隣の自治体との比較という点でいけば、そこを今回、料金設定する場合も、やはり、突出した金額にならないようにというところは意識して設定しております。近隣より比較的、丁寧なところで設定はさせていただいた考えでございます。また、今後の運営ということになりますけれども、先ほど、宮下の方から説明しましたけれども、維持管理について使用する皆さんに負担していただくという考えを基本に持っております。まず、今回、簡易水道への移管に際し、料金を設定させていただいたと。この料金については、使用料等々を含めて見直しをしながらやっていかなきゃいけない部分があります。また、公営企業会計で運営している以上、やはり、収支バランス等々を考えながらやっていかなきゃいけない。ただ、委員おっしゃるように酪農家戸数が減っている状況にはあります。ちょっと、そこも踏まえて、この料金については、やはり都度、考えながらやっていかなくちゃいけないというふうには思っておりますが、まずは、令和8年度の移行に際して、この料金区分体系でやらせていただきたいと。その後の状況については、都度見ながら考えていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

齋賀委員

すいません。ちょっと、もう一点聞きたかったんですけど、料金体制は、先ほどね、5年に一辺また見直すよという話があったんですけども、この4ページありますよね、幌延町簡易水道事業給水条例、水道使用料って書いている。ここに臨時用の後に農業用水道、農業用というのはプラスされるんですね、農業用が。そして、更に農家の人は一般家庭も使っている。一般的に家でも使っているから、それは一般家庭の料金で徴収する。だから農家の人は料金体系が二つあるというふうに思っているんですね。

宮下上下水道係長

議員おっしゃるとおりでございます。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(齋賀委員「はい。いいです。」の声あり)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画については、以上とします。

ここで昼食のため13時まで休憩します。

(11時55分 休憩)

(13時00分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、③商工業支援事業の制度改正と新規支援事業の創設についての説明をお願いします。

角山産業建設課長

産業建設課からの3件目の報告説明事項は、③商工業支援事業の制度改正と新規支援事業の創設についてでございます。

物価高騰、経営者の高齢化や後継者不足など、商工業経営にとって厳しい状況が続いている中、経営力の強化を目的とした経営発達や事業継続に資する支援について、商工会との連携の下、店舗整備、備品購入、人材の育成や雇用等に係る制度の創設等により支援を講じているところでございます。しかしながら、現行制度につきましては、令和6年度末をもって期限を迎えることから、この度、既存事業の内容を精査したうえで継続、また、新たに新規開業者への支援事業を加えることにより、ハード、ソフト両面から包括的に商工業者への支援を図ろうと考えており、その内容について御説明いたします。

詳細につきましては、お配りした資料を基に、産業建設課課長補佐、伊山から御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

伊山産業建設課長補佐

それでは、私の方から各支援制度の詳細について、御説明申し上げます。

冒頭、角山課長の方から概要説明がありましたとおり、現在運用しています支援制度が、今年度をもって期限を迎えます。四つの事業が対象となっておりまして、内容を改正し、次年度以降も運用して参りたいというふうに考えています。また、町内における新規開業の促進と事業承継の円滑化を図ることを目的とした新たな伴走型の支援制度を新たに創設致しました。

お配りしております別紙資料を御覧ください。

左側に現行制度の内容を記載し、右側が改正後の内容で変更となる部分を朱書きとしておりますので、そちらを主に説明致します。

まず、幌延町商工業等振興促進事業補助の制度内容についてです。内容といたしましては、幌延町における商工業活動の促進、町内商工業者が消費者の利便性向上又は従業員確保に係る費用の一部を支援することにより、商工業の活性化及び商店街の振興と発展に資することを目的とするとしております。補助対象者、申請要件こちらについては、現行制度と同様となっておりますので、割愛させていただきます。

次に補助の内容です。これまで補助金の交付は同一人について1回限りとしておりましたが、補助金の交付は同一人について上限額に達するまで申請可能とし、達した場合は達した分までを交付額とすると改めています。

次に補助対象経費についてですが、①施設の新築、改修、取得及び設備備品の取得についてはそのままとし、②従業員の確保に資する施設の改修としておりましたが、今回、従業員の確保に資する施設の取得及び改修と改めております。次に③施設又は社宅の外構工事を新たに追加しております。関連する用語に関しての説明となりますが、外構施設につきましては、敷地内の主目的の建物、施設以外のもので、造園、場内道路、排水路、場内舗装などをいう。ただし、居住の用に供する部分を含むものは、その部分を除くとしております。次に外構工事ですが、建物本体以外の外まわりの工事をいう。また、移設工事な

ど敷地内に関わる工事は、これに含まれるということを追加しております。

次に補助額ですが、1事業者に対し1千万を上限と致します。補助率についてですが、町内事業者が施工した場合、対象経費の50%とし、町外事業者が施工した場合につきましては対象経費の40%と致します。

次に運用期間ですが、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。以上が改正点を踏まえた「幌延町商工業等振興促進事業補助」の説明となります。

1枚めくり下さい。

次に、幌延町商工業経営基盤強化支援事業補助の制度内容についてご説明申し上げます。

制度の内容といたしましては、本制度は、人口減少や人手不足、また、近年の物価高騰等の要因により地域経済が縮小する中、町内商工業の持続的発展を促進するため、町内商工業者への新規参入、既存事業者の経営基盤強化及び新たに創業や第2創業、新事業展開に要する機械設備等の導入に要する経費の補助としています。補助対象者、申請要件、こちらについては現行制度同様となっておりますので割愛させていただきます。

次に補助対象経費についてです。

事業の用に供する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具及び備品としていましたが、新たにソフトウェアを追加しております。また、1機械設備等の購入費は、消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額が30万円以上のものとしておりましたが、20万円以上に引き下げをしております。また、車両、中古車等の導入に関しましては変更ありません。

補助額についてですが、創業、第2創業、新事業展開につきましては、取得額の2分の1、上限を500万円として、こちらは据え置きとしております。

次に、既存商工会員は取得額の2分の1、上限を200万円から300万円に引き上げています。

運用期間については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までと致します。

以上が本制度の説明概要となります。

一枚めくって下さい。

次に、幌延町商工業人材育成促進事業補助の制度内容についてです。

内容といたしましては、町内商工業者の持続的発展と人材育成の促進を図るため、従業員の資格又は免許取得に係る研修や講習を受講させる事業者に対する補助としております。補助対象者、取得対象の従業員、申請要件、こちらについては現行制度同様としておりますので、割愛させていただきます。

次に対象経費についてです。

現行制度における旅費の支給については、1日あたり2,300円を最大20日分を限度とし、受講日数を乗じた額を補助対象経費とするとしておりましたが、日当の2,300円、こちらは変わりませんが、プラス片道160km以上で日帰りの場合2,500円上乗せ致します。また、宿泊を要する場合、日当の2,300円に1泊あたり11,300円を加算いたしますが、こちらについては片道160km以上と致します。この他、移動費として幌延町から試験地若しくは受講地の距離、往復分ですが、こちらに対し1キロあたり15円を乗じた額を支給致します。いずれも20日分を限度とし、この金額の根拠とい

たしましては町の旅費規程を基本としております。また、現行制度におきましては、補助対象経費が5万円に満たないものは対象外としておりましたが、補助対象経費が3万円に満たないものということで、こちらについては引き下げをしております。

次に補助額ですが、現行制度同様に対象経費の2分の1とし、上限は20万円、同一従業員の申請を年度内であれば上限に達するまで、達した場合は達した分までを交付するとしております。

運用期間については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。以上が制度概要の説明となります。

一枚お開きください。

次に、幌延町雇用支援事業補助の制度内容についてご説明申し上げます。

内容といたしましては、町内商工業の振興と地域の雇用促進を図るため満65歳以下の従業員を新たに雇用した事業者に対する補助としております。補助対象者、雇用対象者、申請要件、こちらについては現行制度同様としておりますので、割愛させていただきます。

申請の留意点となりますが、新たな制度におきましては、対象労働者を雇い入れた日から1年経過していなければならないというふうに改めております。申請が1年後ということで、仮に令和7年4月1日に雇用された場合につきましては、基準日が前日の3月31日となりまして、申請については、その1年を経過した令和8年4月1日以降ということになります。申請後、書類を確認し、不備がなければ交付決定兼確定通知ということで事務処理を進めていくこととなります。

現行制度におけます移住支援、移住相当支援については撤廃。また、3年間の継続申請を可能としておりましたが、新たな制度においては単年度の補助制度ということで改めております。仮に基準日が5人、対象となる労働者が途中で退職された場合については申請できませんが、元々雇われている従業員の方が何らかの理由で退職され、同数ということであれば、こちらについては申請可能ということで対応いたします。

補助額については50万円としております。

運用期間については令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。以上が本制度の説明となります。

一枚めくってください。

最後に、新たに創設いたします、幌延町新規開業スタートアップ支援事業補助の制度内容について、御説明申し上げます。

内容につきましては、幌延町内において新たに開業し、事業を営もうとする者に対し、伴走型のスタートアップ支援として開業の初期投資に要する運転資金や店舗及び重機等の賃借に係る費用の一部を助成することにより、経営の安定を図り、地域への定着を促すことで地域経済の振興と発展、活性化に資することを目的としてしております。

補助対象者ですが、新たに開業または事業承継による事業継続を図るもので、幌延町に住所を有する、又は有しようとする個人又は中小企業としております。

次に対象者ですが、令和7年4月1日以降、幌延町で新規開業を目指す者とし、これにつきましては事業承継も含まれます。

次に申請要件ですが、6点ございます。

まず、一つ目が幌延町商工会の会員または会員を予定するもの。二つ目に税等の滞納がないもの。三つ目が事業の採算性が認められること。四つ目、5年以上の事業継続が見込まれること。⑤交付申請の6か月以上前に幌延町商工会へ経営計画に関する書類を提出し、商工会の認定を受けること。⑥反社会的な活動を行う者、又は社会通念に照らし、補助することが不適当なものでないこととしております。

次に、補助対象項目となります。こちらについても6点ございます。

一つ目が経営開始後の事業運営に係る経費見合い分として月額15万円を助成いたします。また、事業に専従している配偶者または扶養親族がいる場合については10万円を上乗せいたします。②経営開始後の建物及び設備等に係る賃借料として月額賃借料の2分の1以内、限度額20万円を賃借開始時から助成いたします。③事業承継による新規開業予定者の技術習得に資する給付として月額10万円以内で、予定者と認定され実習を開始する月から助成いたします。こちらについては新たに事業に携わる方、教わる側となります。④事業承継による新規開業に対する技術指導に資する給付として10万円以内で予定者と認定された指導を開始する月から助成いたします。こちらは技術等を伝える側、教える側ということになります。⑤広告宣伝費、こちらについてはポスター、チラシ、パンフレット等の制作費用、また、ウェブサイトとホームページ、こういったサイトの作成費用、新聞広告、雑誌広告の掲載費用、のぼりや旗、看板、掲示物等の製作費用とし、対象となる経費の3分の2以内で、上限を50万円として助成いたします。⑥IT機器等の導入経費ということで、キャッシュレス決済であったりタッチパネル注文、省力に係る設備投資、そして対象となる経費の3分の2以内で、上限30万円を1回限り助成いたします。

留意点といたしましては国、北海道、幌延町その他公的機関等が実施する他の制度による助成を受ける場合、その額を差し引いた額とし、交付するというようにいたします。ただし、本町が実施し運用しております事業承継奨励金は除きます。

補助期間は12か月以内としております。

補助額についてですが、資料の下段に記載しております①から⑥まで期間と上限額で算定しております。

運用期間については令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

以上が本制度の制度内容となります。

商工業支援事業の制度改正と新規支援事業の創設については以上となります。よろしく願いたします。

高橋秀之委員長

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

植村委員

新しく新規でやられる事業なんですけども、これは、要は事業を新規で行うための必要経費っていうんですか。施設だとか、そういうんじゃないくて、必要経費に対する補助という考え方なんじゃないかな。

伊山産業建設課長補佐

はい、御指摘のとおりの内容となっております。

あくまでも伴走型、運営していくための伴走資金ということで考えております。

植村委員

分かりました。

ということであれば、さっきの商工業の経営力強化支援事業、これの最高が500万か。500万借りて、そして、なおかつ、これらも最高300万以上になるんだ、これ。対象項目1、2、3、4って六つまであるんですけども、これら重複して対象になれば借りれるってことでいいでしょうか。

伊山産業建設課長補佐

そのとおりですね。各制度ともに利用可能となります。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

深澤委員

今の説明聞くと、商工業者にとっては大変すばらしい補助事業だとは思いますが、実際、この部分を活用してやれる業者がいるのかというのが懸念されます。

それで、ここに補助事業書いているんですけど、過去にこの制度を利用した地元業者、何件いらっしゃるのか。事業継承も含めて何件いるのか実績をお聞きしたいと思います。

それから、促進事業でね、補助率で町内業者と町外業者に分かれて率が違うんですけど、全ての業種がね、地元業者で賄えればいいんだけど、できない業者もいる。業者もだんだん、年々、幌延で少なくなっている。そういうところで、町外、外からね、わざわざ呼んで、そのパーセンテージが低いっちゃうのは、ちょっと厳しいのかなって気するんだけど、その辺の見解はいかがでしょうか。

伊山産業建設課長補佐

御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの商工業者に対する補助の実績、これ件数でよろしいでしょうか。

(深澤委員「はい」の声あり)

各事業ごとに申し上げたほうがいいですか。

まず経営力強化実装に係る機械設備等を導入する補助に対しての実績件数は83件ございます。次に人材育成、こちらに係る実績は18件ございます。次に雇用に関する支援ですが、こちらが42件、振興促進補助、建物に関する助成ですが、こちらについては19件、それとあと事業承継、こちらが4件、以上が内訳ということになります。また、振興促進補助における補助率のお話ですが、基本的には町内業者に落としていただきたい、主となってやっていただきたいという部分で、50%ということで率を厚くしております。

確かに議員御指摘のとおり、当然、町内にはない事業者さんもいらっしゃるということで、そこも議論の中ではあったんですが、元請として町内の事業者さんが落としていただければ、その中に、そういうない業者さんも入るということで、50と40ということで設定しております。以上です。

深澤委員

もう一点、人材育成でね、外国人の雇用で一般質問過去にしたことあるんですけど、人材確保に向けた鋭意努力というか、民間としても行政としても、進捗状況、今どうなって

るのでしょうか。

伊山産業建設課長補佐

恐らく、町内の実際の会員さん、商工業者の方の中でも、実際、外国人労働者を社員として雇用されている事業者さんは何社かございます。実際に、この商工業の支援制度を活用、雇用の支援制度ですけど、そちらを使って雇用されているという実績はございます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

今まであった制度も改正するという事で、それぞれ申請要件が異なっていたりしています。例えば、促進事業補助の申請要件でいう⑨番と新しくスタートアップ支援事業の補助の6番。これは似たようなことを言っているのかなと思うんですけど、文言が違うのはなぜかということが一点と、じゃあ、まずそこから。

伊山産業建設課長補佐

御指摘のところですが、内容としてはあまり遜色ない部分なので、こちらについてはこれから要綱等を整備しますので、その中で統一できればというふうに考えてはおります。

西澤委員

次に、スタート支援事業の補助対象者に対する個人又は中小企業という文言になっています。ほかのところは個人又は法人というふうになっていますけども、ここは敢えて中小企業としたことに関する理由は。法人としてではなく中小企業としてみたい、その辺はどうなんですか。

伊山産業建設課長補佐

こちらについても、恐らく法人なのか中小企業、中小企業というのはあくまでも中小企業者っていうことを明確にしたかったということなので、こちらは法人であっても余り変わらないのかなとは思いますが、こちらについてもこれから整備する中で精査をしていきたいというふうに考えます。

西澤委員

雇用促進と人材育成金、それと実装支援も含めて、先ほど言った暴力団というような関する文言がないので、ここは文言入れていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

伊山産業建設課長補佐

御指摘いただいたとおり、要綱を整理する中で加えていきたいというふうに思います。

西澤委員

それと、スタートアップ支援事業の申請要件の事業の採算性は誰が認めるのかというところはいかがですか。

伊山産業建設課長補佐

こちらについては、やはり町の経済団体となります、トップとなります商工会さん、こちらの方に経営指南といいますか、計画を実際に目を通していただいて判断をいただくのがいいのかなと。普段地元の商工業者さんに対しても経営指南といいますか、伴走型というか、いろいろ指導されているということなので、同様に商工会さんに実際にその事業計

画なり見ていただいた上で判断をいただくと、指導も含めて見ていただければなというふうに考えております。

西澤委員

でいうと⑤番に商工会の認定を受けているということがあるので、それは同じなのか、経営計画に関する書類を提出し、認定を受けなければ駄目だということなので、そこで事業の採算性が認められていないと駄目だということにもつながるのかなというふうに思うのが一点と、この交付申請の6か月以上前ってところが、商工会と協議した上でなんでしょうから、この6か月以上前ってというのは、どのような理由なのか。例えば3か月ぐらいでもいいのかなというふうに思いますが、この6か月以上前ってというのはどのような理由なんでしょうか。

伊山産業建設課長補佐

この期間につきましては、あまり短期間で全く新たにやろうとした方がそんな簡単に計画はなかなか難しいんだろうなっていう部分もありますので、長い期間をもって、しっかりと判断をいただくという部分になってくるのかなというふうに思います。

西澤委員

最後に、先ほど要綱の整理をするという、申請要件も含めて整理をするということだったので、もう一点、商工会に関する認定とか、経営指導を受けるとかっていうところがあるので、そこも何か文言にしたほうがいいのかというふうに思います。この際、その要件を整理してみてください。以上です。

深澤委員

ちょっと忘れて。二つほど再質問させていただきます。

最初に、2枚目にある経営力強化実践支援事業の中で、30万から20万円に減額したその理由と、それから日当ですか、旅費規定っちゅうのかな、これが掲載されてますが、先ほどの説明では町に見習ってっていう話なんだけど、令和7年から10年まで幌延町も旅費規定っちゅうのは改正しないのか。したときはどうなのか。ここの数字も変わるのか。

伊山産業建設課長補佐

まず、経営力の強化基盤の30万から20万に下げたということなんですけど、今回この制度を新たに改正する際、商工会さんをお願いをして、各会員の皆様に意見を聴取しております。その中で、現行30万円という下限を20万円に下げられませんかという意見もありまして、その中で、より使いやすくするために30万円を20万円に下げさせていただいたという経緯はございます。それと、次が人材育成に関わる、この2,300円、日当の部分、こちらについては、現行、町の旅費規程を参考に同様の額で制度設計しておりますが、こちら、もし変更となった場合、町の旅費規程が仮に変更された場合どうするのかということだと思うんですが、そちらについては町の旅費規程に倣うということなので、そこについては変更せざるを得ないのかなというふうに思っています。

深澤委員

今の議長の話なんですけど、その改正しますという文言があってもよろしいんじゃないですか。何か、ここなら、ずっと変わらないんだというふうに見えちゃうんですけど、その改正、町の規定に沿ってみたいな文言があったらいいんじゃないかと思うんですけど。

以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

このスタートアップ支援事業補助について、ちょっとお聞きしたいんですけど、新たに開業、又は事業継承を図る。これは、もう既にやってるんだよって、新たに開業するんじゃないくて、この二つ目にある事業継承を図る目的でね、補助事業に乗っかることはできるんですよ。

伊山産業建設課長補佐

これから事業承継をされるということであれば。今されてるのは無理ですけど、7年の4月1日からの運用ということになりますので。

齋賀委員

いや、その場合ですね、例えば幌延に、ただ住所も何も持たないものが来て、幌延に住所として、ここで、こういう事業があるなら、それに乗かってやりたいなっていう人はよろしいですか。

伊山産業建設課長補佐

この制度が運用されていれば。もちろん住所をこれから有すっていうことも条件ですし、商工会の会員になる予定さされるっていうことであれば、必ず商工会の方にお話に行って、いろいろ制度の中身であったり、どういうことをやりたいのという、そういうヒアリング等々もあるかと思いますので、必ず商工会さんの方には紹介されるということになると思います。

齋賀委員

それで、これ、5年以上の事業継続が見込まれること、途中で、もうやっぱり駄目だったという場合は、借りてた補助金をやっぱり返還、何でもそうですけども、返還しないとならないのかということを確認と、5年以上の事業計画、この運用期間が令和7年4月1日から令和10年3月31日までですよ。だから、令和10年になってもまた同じように、そこから5年継続することがないと駄目だよと。これは、とにかく時限で10年3月31日まで、これに利用した人がいるかどうかを諮るという補助事業だということですよ。よろしいですか。

伊山産業建設課長補佐

はい。それでよろしいかと思います。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(齋賀委員「いいです。はい。」の声あり)

ほかにありませんか。

佐藤委員

ちょっと意味がちょっと分かんないけど、事業対象者ということは、この事業継承による事業継続、ここの分岐点っていうのは、例えば、今までやっている人が継続っていうのは、例えば、息子が帰ってきたから、もう少し大きくしようとか、ここの理解の仕方って、

どういうふうに見ていったらいいのか。この事業の継承による事業継続ということは、今までやってた人が、更に、また継続していくというこの理解っていうか、息子が帰ってくるからもう少し形を変える、いろんな方に手を伸ばしていくとか、そういう、どういう理解したらいいのか、ちょっと分からないんですけど。

伊山産業建設課長補佐

事業承継ということなので、当然、出す方、それを受ける方ということなので、そこに対しては、事業承継ということで、それは個人の事業主であっても同様です。もちろん法人でもそうですけど、はい。

佐藤委員

今までやってることは、なんていうか商店をそのまま続けていきたいんだけど、これまた、これを受け入れるってことかい。今、現在、例えば、商店をやっていると。で、こういう制度ができたから、申請すれば、もらえるってことなのかい。ちょっと意味が。

伊山産業建設課長補佐

事業承継ということで、要は誰かに引き継がなければならないということなんですよ。なので、今やってる方が、また、そのまま続けたいがためについていうことではなくて、要は引き継ぐっていう。

佐藤委員

息子が、例えば、やるとなったときは、だめなんだ。

(「それがいいの」の声あり)

継承なんですね。分かりました。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(佐藤委員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、商工業支援事業の制度改正と新規支援事業の創設については、以上とします。

暫時休憩します。

(13時35分 休 憩)

(13時37分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に(3)保健福祉課所管「①幌延町健康づくり計画について」の説明をお願いします。

島田保健福祉課長

それでは、幌延町健康づくり計画について説明をさせていただきます。

健康増進法に基づく市町村健康増進計画と食育基本法に基づく市町村食育推進計画及び自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画については、市町村計画の策定が義務付けられており、本町は令和2年に5年間を計画期間とし、市町村健康増進計画と市町村食育推進計画を一体とした第2期幌延町健康増進計画、平成31年に6年間を計画期間とした、いのちを支える幌延町自殺対策行動計画をそれぞれ策定しています。

各計画の計画期間が令和7年3月末をもって終了することに伴い、本町の現状や計画の評価、国、北海道における健康増進、食育、自殺対策を取り巻く情勢の変化を踏まえた新たな課題に対応していくため、健康増進、食育、自殺対策を一体的に推進していく三つの計画を包含した幌延町健康づくり計画を策定いたしました。

本計画は、令和6年に実施したアンケート結果などを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間としています。

本計画の概要につきまして、担当の長山係長よりご説明させていただきます。

長山保健推進係長

それでは、私から説明させていただきます。

概要版をお手元に御用意ください。

まず、1ページ目をお開きください。

1ページ目から5ページ目まで、計画の趣旨、国の動向、計画の位置付けが記載してあります。

今回、自殺対策計画も包含する形で策定していることから、3ページ目には国の自殺総合対策大綱の概要も掲載しています。

4ページ目ですが、こちらには計画の位置付けが記載されております。本計画は健康増進法に基づく市町村健康増進計画と食育基本法に基づく市町村食育推進計画、自殺基本法に基づく市町村自殺対策計画を包含した、町民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進していくための計画となります。そのため、計画名も幌延町健康づくり計画に改めています。

本計画の推進にあたっては、第6次幌延町総合計画を上位計画とし、幌延町高齢者保健福祉計画などの、本町が策定している関連計画や国や北海道の健康づくり、自殺対策に関する計画に関する計画と整合性を図るものとしております

6ページ目をお開きください。

6ページ目には、計画の評価について記載しております。

下の表にありますとおり、運動の項目は、改善率が50%、食生活は66.7%、疾病予防は50.0%、歯の健康は100%、自殺対策の項目は0%の改善状況となっていることから、疾病予防や心の健康に課題がある状況と言えます。実際の計画には、アンケート調査結果も記載するかたちとなります。

7ページ目をお開きください。

ここから2章ということで、健康増進計画の中身について記載しております。

健康日本21のビジョンと第6次幌延町総合計画の将来像に込められた、一人ひとりがその人らしく、笑顔で、やさしさに包まれて暮らすことができるまちという思いを実現するための基礎となる健康増進を目指し、協働による健やかに安心して暮らせるまちづくりを基本理念と設定しております。

8ページ目をお開きください。

こちらには、計画の基本目標として、心身の健康状態が良いと感じる人を増やすことと健康寿命の延伸を挙げています。次の計画の基本方針には、道の計画を基に、基本理念、基本目標の達成に向けた基本方針を3つ挙げています。一つ目は生活習慣病の発症予防と重症化予防、二つ目は生活習慣の改善、三つ目は社会生活を営むために必要な機能の維持

及び向上としております。これらを表にしたものが、9ページに記載してあります。

10ページ目をお開きください。

ここから各項目について、個人・家庭での行動目標、行政で行う具体的な取組、目標指標を記載しております。

14ページ目をお開きください。

14ページ目の喫煙、飲酒は、今回新たに項目立てています。

これまで行っていた部分を取り組みとして記載し、①禁煙に取り組もう、②節度ある飲酒を心がけようを目指すところとして挙げております。

15ページ目の休養に関してですが、こちらも新たに項目立てています。このあとの心の健康にも関わる部分ですので、①睡眠時間を十分確保しよう、②睡眠で休養をしっかりとうろう、を目指すところとしています。

17ページ目をお開きください。

17ページ目からは、自殺対策計画として第3章として記載しております。

平成30年度に策定した、いのちを支える幌延町自殺行動計画の第2期の計画部分となります。

誰も自殺に追い込まれない、いのちを支える幌延町を基本理念とし、自殺総合対策大綱、北海道自殺行動計画を踏まえ、基本方針を掲げております。

2の本町の自殺対策の数値目標では、本町の自殺死亡率を現状の17.35、人口10万対の数字ですが、こちらを17.35以下にすることを目標としております。

18ページ目をお開きください。

ここからは計画の基本施策について、町民への啓発と周知、見守り、相談体制の充実、地域におけるネットワークづくりの強化、自殺対策を支える人材の育成、生きることへの促進要因への支援という項目を分けて記載しております。

22ページ目をお開きください。

第4章として計画の推進を記載しております。

健康増進計画実行委員会を中心に町民、地域、学校、職場、町など主体となる方々が目標を共有し、それぞれの役割を認識しながら取り組みを進めることなどが記載してあります。

以上、幌延町健康づくり計画の説明となります。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか

齋賀委員

資料の説明ありがとうございました。

今、自殺のことが出てたんですけれどね。今、保健福祉課では幌延町民で自殺しそうだなっていう人を把握してるんですか。

長山保健推進係長

自殺しそうだなというところは、ちょっと判断難しいところがあるんですけども、自殺の未遂の方、実際に相談につながった方がいたり、あと、心の部分の健康というんです

かね、直自殺という部分ではないですけども、メンタル部分で見守り支援が必要な方というのは何名とはっきりした数字を出しているものではないですけども、押さえて、注意して関わっている方はいらっしゃると思います。以上です。

齋賀委員

分かりました。それが18ページの自殺予防等への意識向上ということで、保健福祉課がSOSサインに気づき、適切に対処できるよう自殺予防等に関する意識向上に努める、これをやっているということなんですよ。

具体的に何名という数字は分からないということだったんですけども、この17ページにある本町の自殺率17.35、この17.35。2018年から2022年の平均というのは、どういうふうに出したんですか。

長山保健推進係長

こちらは道の方で自殺の対策としてプロフィールという形で集計を取っているものがありまして、そちらの方からの結果報告を受けての数値となります。

齋賀委員

ファイルに幌延町17.35って出ているんですか。出ていて、どうして17.35っていうの聞かなかったんですか。

長山保健推進係長

17.35についての詳しいことっていうのをお聞きしてないですけども、大体、何歳の方が何人っていうような形では出てきて、その背景としては、この年齢だったらどういう傾向がありますっていうところは報告として上がってくるので、17.35の理由は特に問わず、そのままの結果として受け止めております。実際の数でいうと、本当に1年間に1人とか2人とか、そういうような数値にはなるんですけども、10万対という数値に直すと、このような数字に、ちょっと分かりづらい数値にはなってしまうんですけども、大体、年間でいうと一人とか二人なのかなというような推測はできているかなと思っています。以上です。

齋賀委員

正常値は、いったいいくつなんですか。

本町の現状について、正常性。

長山保健推進係長

基本的には、正常値というよりもゼロを目指すという、自殺計画としましてはゼロを目指すっていうところなので、現状よりも、ただゼロっていうふうなところではあるんですけど、現状のところを基盤にして考えると、この17.35以下という表現になっているところなんです。

齋賀委員

分かりました。

でね、これまでも、そういう現場とか、そういうね、現状には保健師さんいろいろ立場的に関わってると思うんですけども、やっぱり亡くなられた方をゼロ近くするっていうのはいいんだろうけども、やっぱり、分からないとこで、亡くなってしまうたら、その家族が一番まいてしまうんだから、その家族のアフターケアのことも、この健康づくりの中

に入れてね、その家族をどうやって見守っていくか、家族をどうやってこの不安というか、今後に向けて立ち直ってもらって、また新しい家族生活を送ってもらうかっていうことも、この健康づくりに入れてね、どうやって、やっていくかっちゃうの自殺の予防対策ったらおかしいけども、そういうふうにつながっていくんじゃないかと思うんですけど、どう思いますか。

島田保健福祉課長

こういう国で決められているこういう計画っていうのは、あくまでも、そういうフォーマットがあって、どこの自治体もそうだと思うんですけど、そういうフォーマットに、それぞれ町の考え方を当て込んでいくような計画になってくと思うんです。

今、齋賀委員おっしゃったように、亡くなった方、自ら命を絶たれた方の家族のケアっていう部分では、もちろん、そこは保健福祉課として、うちの保健師なんかも携わって実際にやってますんでね、そこを計画に入れるか入れないかっていう話は、まずさておき、計画自体についてはフォーマットの中であって、それに当て込んでるような形になるので、こういう表記にはなっていないんですけども、実際には、そういうアフターというか、御家族の方、親族の方のアフターについては、保健所の方でしっかりとフォローしているというのが現状ですし、あと、21ページにも、ちょっとその部分は書かれてるかなというふうに思います、支援の情報の周知に努めますということで書いてあるので、今そういうような状況なっていますので。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

深澤委員

1点だけ、今の自殺の話も含めてですけど、心配事だとか困り事だとか、いろんな分野で町に相談する方いますね、生活保護者だとか。そういうネットワークっちゃうか、その人方の受け側の団体として、どのくらいのペースで会合っちゃうか、打ち合わせとかいうのをやってらっしゃるんでしょうか。

情報の共通だよ。要するに共通認識を持ってやるっちゃうことで、そういう会合っちゃうのは開かれることはないんですか。

山本保健福祉課長補佐

改めてケア云々という形での定期的な情報交換とかは行っていないんですけども、私たちの方、まず、成人、母子、あと高齢者という関係で、まず課の中でも分かれているんですけども、そこの中でのスタッフ間の共有は、何か心配があったら、それぞれ情報共有をしているのと、あとは、実際には高齢者の方の部分とかでしたら、大抵、月1回ぐらいは、関係機関が情報共有の会議の場を設けていますので、そういう場面で高齢者のうちの部分ですとか、何か生活の部分とかで、ちょっと心配になってきてるっていうようなところは、診療所、こざくら荘のデイサービスですとか、ヘルパーさんたちとは定期的に情報交換を行っています。そこで情報が共有されたことで、やっぱり、ちょっと入り込みとか面接の仕方の中で、ここの部分ちょっと入り込んでいったらいいねってことがあれば、担当のケアマネを中心に、誰がどういような関わりをしていくとかっていうところを調

整したりとかはしております。

深澤委員

私としては、私も高齢化なので、そういう困り事とね、心配事をね、やっぱり従事者の方に一人でも知ってもらったら、助ける部分あるじゃないかっていう気がするんで、今、あえて言ってみたんですけど、今言ってる月1の会合が多いのか少ないのか、そこら辺の認識はいかがですか。

山本保健福祉課長補佐

全体で集まるのは月1回ではあるんですけども、日々の部分で、ちょっと普段と違うとか何かちょっと変化を感じたときには、随時、担当者と各事業所の方と電話連絡等で行っていますので、その部分は、この小さい町のいいところかなと思うんですけども、そこは随時行っております。

(深澤委員「よろしくお願いします」)

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

幌延町の健康づくり計画ということで案が出てますけれども、計画を策定するに当たって、策定委員というものを組織して策定にあたっているのでしょうか。そこ、ちょっと確認事項なんですけど。

長山保健推進係長

健康増進計画実行委員っていうのを設けてまして、こちら、スポーツの委員さんだったりとか食の部分の委員さん、あと、公募で募集した委員さんで毎年行ってまして、この方々に今年は策定の部分に関わるということで検討していただきまして、アンケートの案ができた段階、アンケートの集計が取りまとめられた段階、計画の素案ができた段階ということで協議いただいて、御意見参考にさせていただいて作っております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、幌延町健康づくり計画については以上とします。

次に、②生活支援有償ボランティアによるマッチング事業について説明をお願いします。

島田保健福祉課長

それでは、生活支援有償ボランティアによるマッチング事業について説明をさせていただきます。

近年、幌延町内に在住している身寄りのない高齢者や高齢夫婦世帯が病気など、さまざまな理由から身のまわりの整理ができなく困っているとの相談が数件ある状況です。

このような相談が今後も増えていくことが予想されることから、様々な困りごとを解決するために、アクティブシニアによる有償ボランティアを担ってもらう事業を展開していきたいと考えております。また、アクティブシニア世代が社会参加をすることで、介護予防につなげていければとも考えているところです。

本事業の概要につきまして、担当の千葉係長よりご説明させていただきます。

千葉包括支援係長

説明させていただきます。1枚ものの資料を御覧ください。

まず目的です。支え合いの仕組みをつくり、暮らし慣れた場所で高齢者が安心して暮らし続けられるように地域の高齢者の生活支援を行っていきます。

二つめに内容です。現在、幌延町には生活支援をするボランティア組織がありません。社会福祉協議会のヘルパーが実施する横出しサービスによるごみ捨て、家の片付けなどは、介護保険の認定を受けていないと利用することができません。そこで、地域に貢献したい思いのあるアクティブシニアに有償ボランティアを担ってもらい、身寄りのない高齢者や高齢夫婦世帯など、生活支援を必要とする方々を生活支援コーディネーターがマッチングを行います。現在考えているボランティアの内容は、大掃除、窓ふき、話し相手などを考えていますが、その他、訪問時に困っていること、自分ではできないことなど聞き取って、取り入れられたらと考えています。除雪や草刈りは入れていません。需要と供給のバランスややり方に利用者のこだわりがあることが予想されるためです。

三つめの方法です。下の方の支払いイメージの図を御覧ください。

生活支援コーディネーターが利用者のニーズを把握、掘り起こします。例えば、神棚の掃除をしたいけれども、もう高い所には手が届かないという方がいて、それができそうなボランティアを募集、又はまちいちカフェなどで声を掛けるなどして協力してくれる人とマッチングします。サービスを受けた利用者は500円、ワンコインを社会福祉協議会に支払います。社協からボランティアに利用者からもらった500円と町から補助金510円を合わせた1,010円をボランティアに支払います。その際に、社協は補助金から事務手数料として100円を受け取ります。また、ボランティア保険は、社協という団体に掛けることになります。ボランティアに支払われる謝礼は、北海道の最低賃金、1時間1,010円を考えています。サービスの内容によっては30分程度で終わるものに関しては半額と考えています。この有償ボランティアの事業は、介護保険の介護予防・生活支援サービス事業の中の訪問型サービスB型に該当し、来年度の予算9万7千円を計上しています。歳入は介護保険制度のルールにのっとって、国と道などから補助金が6万2,565円入ることになり、町の負担としては1万2,125円となっています。

四つめのボランティアの稼働見込みです。下の表を御覧ください。

5人の人が月に2回ボランティアをしたとして、12か月したとして120回、120時間の稼働。畑仕事の場合ですと4月から10月の7か月、二人のボランティアが稼働すると考え28回。合わせて148回、148時間の時間を見込みました。

その他ですけど、問寒別地区につきましてはNPOで同様のボランティアサービスがありますので、そちらを利用してもらいたいと考えています。

以上で、生活支援有償ボランティアによるマッチング事業についての説明を終わります。
高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

齋賀委員

今、問寒別の法人のお話が出たんですけど、問寒別の法人、課長の説明、それから目的

聞いていても、全部、全てが問寒別にそっくりだなと思ったんですよね。まずは問寒別地区をモデル地区にして、その地域の人が生活していくためにはどんなことをしたらいいか、地域の住民に聞いたらもうこんなようなことがあって、これをやってほしいとね。問寒別をモデルにして全町的に集落支援の組織を作っていきたいっていう話で始まってるんですけど、これを今ここでやっちゃうと、もう幌延町には、町では集落支援の組織はね、もう作らないんですか。それで、これやりなさいよって、保健福祉課に、町の方はお願いしたのかどうか。

岩川副町長

この事業の位置付けになりますけども、問寒別の方は先行して生活支援サービスができる形作りましたけども、幌延の方は、まだ、もう少し時間が掛かるなという認識であります。かといって高齢者の方、やっぱり困るところ困っているのですね。なかなかシルバー人材センターの活用ということで総合計画にも挙げてやってきましたけども、なかなかそこが進まない。でも何とかしなきゃならないということで、今回、保健福祉課の方で除雪サービスだとか草刈りだとかっていうところは、まだ、後になりますけども、できることから、まず高齢者がやってほしいことニーズに応えようということで、こういった仕組みを作っていただきましたんで、まず、幌延地区は問寒別のようなことになる前の準備行為みたいな位置付けになると思いますけども、これが定着してって、もうちょっとサービス拡大してほしいなって言ったときには、受皿としてやはり問寒別のNPO法人のようなものができてくるということを期待しておりますので、まずは、この幌延地区では前段階という位置付けだということで御理解いただければなと思います。

齋賀委員

分かりました。ということは、これは問寒別を除く幌延町内全域でやると思うんですよ。その話からすればね。であれば農家の方が町の方のお手伝いに来ることも、ボランティア来ることあるかもしれないし、町の方が農家の方に、高齢者のね、何かすることあると思うんですけども、それはもう本当にボランティアだから交通費なんて出さないで、実施の500円、仮にですよ、500円という料金の中でやっていくということでいいんですか。

千葉包括支援係長

交通費の件に関しても考えていたんですけども、まだ、どのようにしていくかっていうのは検討の途中でありまして、話していたのが社協との関わりもありますし、もし、あまり遠い、例えば、下沼地区に行くようなことがあれば社協の職員が送迎するっていうことも一つ考えられるかなという、まだ、検討の段階であります。

齋賀委員

分かりました。やっていって悪いところ、何か改善するところあったらその都度、改善して、皆さんが利用しやすいし、ボランティアをしやすいような形に、これを幌延でやって、それから更に大きいことになればいいなと思って。よろしくお願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

深澤委員

いや、今、植村議員とも話したんですけど、やることはいいんですけど、ここにあるボ

ランティアの募集というのは、今後、老老介護じゃないけど、なかなか人材っちゅうのは集まらないんじゃないかっていうのが危惧するのがあるんですけど、どういう募集の仕方をして、本当にこの北海道の最低賃金でやってくださるのか。それと、仕事する先がね、人間なんですよ。人間対人間の付き合いっちゅうのは大変厳しいですよ。同じ住宅地に入って仕事してもらうんだけど、個人差があって、いや気に食わないとか、もう少しこうふにせとかという問題も多分出てくると思うんですよ。その問題解決の中に、どういう方法で解決されていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

千葉包括支援係長

まず、大々的に募集をかけるというような形でやっていこうというふうには考えておりません。私、ケアマネもしているんですけども、その際に訪問先とかで困っている方、本当に、まず私が知っている範囲で、どのように困っているのかっていうことを把握して、その内容を私の知っている範囲で手伝ってくれる人に声をかけさせてもらって、どのようなことが必要なのかっていうことを、まず私も入りながら、どういうことができるのかっていう、これでボランティアとして必要な生活支援が助けになっているかというのを確認しながらやっていきたいと考えています。

大々的にも、50人のボランティアを募集するとか50人の利用者を募集するとかという形ではなくて、一対一で関わっていけるような形を作って、少しずつ増やしていきたいというふうに考えています。以上です。

(深澤委員「クレームの問題」)

クレームが出ないように、まずしていきたいと思うんですけど、そして、でも、やはり間に入るのが、恐らく包括の職員だったり、あと、社協の職員だったりすると思いますので、そちらの方で受けて、解決していけたらというふうに思います。以上です。

(深澤委員「期待しています。」)

西澤委員

ということは、生活支援コーディネーターというのは、具体的に、今、何名というか、いらっしゃるという理解でいいですか。

千葉包括支援係長

現在、生活支援コーディネーターの研修を受けた者が包括の方には3名おりまして、実際に活動しているのは2名です。私を含めた、谷越がいます。谷越が今現在、まちいちカフェを主で担当しておりまして、私がサポートという形で入らせてもらって、それプラスでこの事業をしていきたいというふうに考えています。

西澤委員

生活支援コーディネーターが、この高齢者のニーズとボランティアのマッチングをするということなので、広く町民にこういうことをやりますよっていうふうに伝えていただければ、地域住民の人で、周りの世話をしている人が、生活支援コーディネーターにこういう人困ってるけどっていうような情報とかも入りやすいと思うので、そこは広く広報も含めて検討していただきたいなというふうに思います。お願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、生活支援有償ボランティアによるマッチング事業については、以上とします。

25分まで休憩します。

(14時12分 休 憩)

(14時24分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、③第三期幌延町子ども・子育てプランについての説明をお願いいたします。

島田保健福祉課長

それでは、第三期幌延町子ども・子育てプランについて説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、市町村の策定が義務付けられており、本町は令和2年に5年間を計画期間とし、第二期幌延町子ども・子育てプランを策定しています。本計画の計画期間が令和7年3月末をもって終了することに伴い、策定作業を進めております第三期幌延町子ども・子育てプランの案がまとまりました。

本計画は、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、第二期計画期間における子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進するため、第三期の令和7年度から令和11年までの5か年の計画を策定するものです。

本計画の概要につきまして、担当の清水係長よりご説明させていただきます。

清水社会福祉係長

それでは、私の方から先に配付させていただいてます第三期幌延町子ども・子育てプラン案を基に説明させていただきます。

本町では、令和2年度に子供、親、地域が手をつなぎ、のびのび育つ町幌延を基本理念とする第二期幌延町子ども・子育てプランを策定し、総合的な子ども子育て支援施策に取り組んでまいりました。本年度がこの第二期計画の最終年度となることから、これまでの取組を振り返るとともに、昨年2月に実施しましたニーズ調査で得られた結果を踏まえ、第三期計画の策定作業を進め、この度、案の方を取りまとめましたので、その概要をお手元に配付させていただいています第三期幌延町子ども子育てプラン（案）により御説明申し上げます。

計画案の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。

計画は2部構成とし、第1部総論では第1章から第3章まで、第2部各論では第1章から第5章までの大項目に分類し、その中に関連事項を記載しています。

2ページをお開き願います。

第1章、計画策定にあたって、1計画策定の趣旨では、第二期計画が令和6年度に計画期間の最終年度となるため、引き続き、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、第三期計画を策定する旨の記載、2計画の位置付けでは、子ども子育て支援法第61条に基づく市町村子ども子育て支援事業計画に位置付け、次世代育成支援対策推進法に定める子ども計画策定指針に示される基本理念及び基本的事

項等を踏まえた計画とすることや、子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した子どもの貧困対策に関する大綱の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の指定により取組を推進する施策を包含すること等を記載しています。3計画期間では、第三期計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて見直すことを記載。4計画の推進では、関係国や北海道、関係機関、団体などと連携協働により計画の推進を図り、個別事業の点検評価を行い、施策の改善につなげることを記載しています。

3ページを御覧ください。

第2章、幌延町の子ども・子育てを取り巻く環境、1各種制度の動向では、3ページにかけて、こども基本法、子ども・子育て支援制度、次世代育成支援対策、児童虐待防止対策、障がい児支援施策、子どもの貧困対策、地域共生社会の実現、雇用・就労関連について、それぞれの制度の動向について記載をしています。

6ページを御覧ください。

2. 人口世帯の状況(1)人口の状況から11ページの5. 就労状況にかけて、住民基本台帳、人口動態統計、国勢調査の過去のデータからグラフで表し、分析結果をそれぞれ記載しています。

駆け足となりますが、12ページをお開き願います。

6. 幼児教育・保育施設、小・中学校の状況では、本町の認定こども園、問寒別へき地保育所、小中学校の第二期計画期間中の利用状況について記載しています。

13ページを御覧ください。

7. ニーズ調査の結果概要では、昨年2月1日から2月14日までを調査期間として町内在住の未就学児及び小学生のいる家庭の保護者を対象に実施しましたニーズ調査の結果を抜粋しまして、19ページまで記載の方をしています。調査票の回収につきましては、未就学児37%、小学生の方につきましては38%となっています。調査結果の詳細につきましては説明を省略の方はさせていただきますが、各設問に対しグラフを用いて分かりやすく把握しやすいように努めております。

20ページの方を御覧ください。

第二期計画の取組状況では、第二期計画の主要施策の自己評価結果を記載しています。

実施した多くの取組事業において有効であったと評価の方はしていますが、課題が残る事業については、現状把握と方向性について記載の方をしています。

22ページをお開き願います。

第3章、子ども子育て支援の基本的な考え方では、第三期計画の基本理念、基本的な視点、基本目標について記載しています。

1、基本理念については第二期計画の理念を引き継ぐとともに、こども基本法の理念を踏まえ、子ども、親、地域が手をつなぎ、のびのび育つ町幌延、こどもまんなか社会の実現に向けてとし、2、基本的な視点につきましても、第二期計画と同じ、こども、親、地域の三つの視点とし、23ページの3、基本目標で4つの目標を掲げ、計画を推進することとしています。

24ページをお開きください。

4、施策の体系は、主要成果を推進するための当計画で定める施策の体系を記載してい

ます。第二期の計画と違いとしましては、2、子どものための子育て支援の充実に新たに権利擁護を追記していること。4、安心して子育てができる地域・生活環境の整備に、4－2として子どもの居場所づくりの推進を追加しております。

次に、第2部、各論についてですが、本計画の四つの基本目標を章立し、それぞれの主要成果を取組、事業とその概要について説明しています。

26ページを御覧ください。

第1章、子どもの育ちに合った健やかな成長の促進、1－1、妊娠出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたる一貫した支援を行い、不妊治療費助成などの各種事業を引き続き実施することとしたほか、新たに令和5年度より開始しました産後ケア事業等について記載の方をしています。

28ページをお開きください。

1－2、子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進では、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を図るため、離乳食教室や親子を対象としたおやつ教室、料理教室を引き続き実施するとともに、各関係機関が連携しながら思春期を迎える子供の成長段階に即した健康課題に対応することとしています。

次ページ、29ページから30ページにかけてあります1－3、療育体制の強化と障がい児支援の充実では、子どもの個性と能力を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の特性や発達段階に応じた、きめ細やかな療育の充実を図るため、留萌北部地域子ども発達支援センターとの連携による児童発達支援事業等を引き続き実施し、認定こども園や学校、地域において、合理的配慮に対する理解を求めながら、障がいの状況等に応じた配慮が提供される環境づくりを推進することとしています。

30ページにあります1－4、不登校・いじめ対策の充実では、昨今、対応が必要なケースが多様していく中で、児童生徒が困難等に直面した場合に周囲に助けの声を上げられるよう、周囲の大人がSOSに気づき、受け止め、対応することができる環境づくりを推進することとしています。

31ページをお開きください。

第2章、子どものための子育て支援の充実権利擁護、2－1、認定こども園等の充実では、認定こども園及び子育て支援センターにおいて延長保育事業などを引き続き実施するほか、子ども子育て基本法により新たに令和8年度から実施予定である、こども誰でも通園制度について新たに記載の方をしています。

32ページから33ページにかけてあります、2－2、地域子ども・子育て支援事業等の充実では、子育て家庭の育児支援の強化と生活安定を図るため、出産祝い金と養育手当を支給する事業を引き続き行うほか、ファミリーサポートセンター事業なども引き続き実施することを記載しています。

34ページから続きまして35ページにかけてあります、2－3、児童虐待防止対策の推進に移ります。

関係機関が連携を図り、虐待の発生防止、予防に努め、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行えるよう、要保護児童対策地域協議会においてケース会議を行うほか、児童虐待防止法の周知などを引き続き行い、令和6年4月に児童福祉法の改正により、努力義務とさ

れた子育て世帯訪問支援事業の実施について検討する旨を記載しています。2－4、ひとり親家庭への支援の充実では、ひとり親家庭が安心して子育てすることができるよう、医療に掛かる費用の一部助成事業を引き続き実施するほか、母子自立相談員の人材確保に努め、ひとり親家庭の地域での生活について、総合的に支援を行う事業の実施を検討することとしています。

36ページをお開きください。

第3章、子どもと大人が学び成長する環境の向上、3－1、子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実では、子どもの多様な体験活動の場、機会として各種芸術鑑賞会等の開催を引き続き行うほか、科学やエネルギー環境問題についての関心を高め、認識を深める機会として、おもしろ科学館等を関係機関と協力連携しながら実施することとしています。

37ページから続きまして38ページにかけてあります、3－2、生きる力を育む教育環境の充実では、教育環境の充実を図るとともに、地域性を生かした教育活動を実施し、家庭や地域と連携した食育の推進などを引き続き行うこととしています。

38ページから39ページにかけてあります、3－3、家庭と地域の育てる力の養成では、地域ぐるみの教育活動を推進するため、よりよい家庭教育の在り方について、学習の機会の充実等を引き続き行うこととしています。

40ページに移ります。

第4章、安心して子育てできる地域・生活環境の整備、4－1、子どもの安全の確保では、幌延町安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、交通安全教室の実施や交通安全、防犯講習会の開催等により、交通事故被害の軽減を図ることとしています。

次に、次ページ41ページから42ページにあります、4－2、子どもの居場所づくりの推進では、子どもが気軽に集い、安心して過ごすことができる居場所の充実を図るため、関係団体等が取り組む子どもの居場所づくりの活動を支援し、家庭や学校以外の第3の居場所の放課後児童健全育成事業の充実等を図ることとしました。4－3、子育てを支援する生活環境の整備では、全ての人にやさしい環境を整備することとし、公園等の遊具の整備、点検などによる安全確保、利用しやすい公共施設の管理運営などを引き続き行うこととしています。

42ページから43ページにかけてあります、4－4、仕事と生活の調和の推進では、男女問わず、就労していても子どもと向き合いながら子育てできるように、ワークライフバランスの実現に向け、関係団体が行う会議等への活動支援や育児休業制度の周知推進等を引き続き行うこととしています。

44ページを御覧ください。

第5章、量の見込みと確保方策、1、教育・保育提供区域の考えは、第二期に引き続き町全体を一つの提供区域を定めることとしています。2、子どもの将来人口推計では、過去の実績値を基に、計画期間の0歳から17歳までの人口を推計した数値を記載しています。その結果、第三期最後の年になる令和11年では、今年度比較し37名程度減少すると見込んでいます。3、教育・保育施設の量の見込みと確保の方策と46ページの4、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策では、第二期計画期間内のサービス利用

実績数や国が示す手引きに従い算出した家庭類型におけるサービス利用意向率を計画期間内の推計児童数を乗じ算出率した量の見込みとサービス提供体制の確保の方策について記載しています。教育保育施設の確保の人数は、幌延町認定こども園の定員数としており、計画期間内のサービス利用量の見込みは各認定区分において定員数以内となっており、2号認定と3歳以上の児童の方については、多少減少していくものと推計しています。また、地域子ども子育て支援事業の確保の方策人数は、量の見込みに対応した提供体制を確保することとしています。

駆け足となりましたが、以上が計画案の概要となります。

本計画の内容については、ちょっとこの後、幌延町子ども子育て支援会議の方を開催させていただきまして、改めて、各委員さんの方から御意見をまとめ伺い、精査した上で計画としたいと考えております。以上で説明を終わります。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

齋賀委員

説明どうもありがとうございます。

13ページなんですけど、13ページにニーズ調査の結果概要で、就学前児童保護者と小学生の保護者100人ずつってことなんですよ。それで、戻ってきたのが37票、38票、これなぜ、この100人に絞ったんですか。もっと、これ、まだいますよね。いっぱいね。したら、もっと回収率も上がって、もっと、アンケート反映されるんじゃないのかな。

清水社会福祉係長

ただいまの御質問につきましては、無作為にっていうか、ちょっと業者さんも委託して実施したんですけども、業者さんの方からも無作為でっていうことで、統計的に100でっていうことで話がありましたので、こちらの方では、そういう御意見を参考にして、ちょっと対応の方はさせていただいたっていうところです。

齋賀委員

アンケートのことは分かりました。

郵送でやってたといいましたが、11ページなんですけども、就労の状況で女性の労働力率って書いてありますよね。幌延町は農家が基幹産業でしょ。この69歳以上の現役のばんばん働いている人いるんだから、そういう数字も拾ってやればよかったんですけど、なんでこれ69歳で切っちゃったんですか。前までの調査は、これ70とか80まで出してましたよ。でも今回は69で切っちゃった。労働力っていうんだったら酪農家の労働力も、70代でもこのプラン作るのにそういう人の標記あってもですよ。

清水社会福祉係長

こちらの方につきましては、こちらも業者さんとも話してということにはなるんですけども、基本的に子どもの方を対象にして、その子育て世帯とか、そういうところを対象にしているということになりますので、おじいちゃん、おばあちゃんとかも含めても、今のところっていうことで対応させていただいたので、次期計画や見直しのときの一つの参

考として、意見の方は受け止めたいと思います。

(齋賀委員「分かりました」)

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

植村委員

32ページの令和8年度4月から実施ということで、通園支援事業、これってというのは、中身に関しては、これからいろいろ検討するということなんではないでしょうか。一定の時間までの利用枠で認定こども園に通わせることができるということで、結構、朝の早い時間に長距離で送り迎えしている親御さんがいると思うんですけど、そこら辺の対策だと思うんですけども、これどういう意味でこの支援事業ということをやめるのか、やろうとしてるのか。

島田保健福祉課長

これ今、テレビ等でもいろいろと報道がされてると思うんですけど、令和8年4月から全国で実施しなさいよと言われてる子ども誰でも通園制度っていうのが4月から行われるということで、今、法整備の方がされて、各自治体の方でも新たに条例を作ってっていう段階なんですね。まだ詳細までは提示はされてないんですけども、ある程度、国の方からも中身的なものは提示されていまして、要するに、もう両親が働いてなくても好きな時間に5時間を上限として子どもを保育所に預けられるというものなんですよ、子ども誰でも通園制度。それがいよいよ来年から実施しなければならないんですけども、それをこの子ども子育ての方で来年度実施するというので、今回、こちらの方には書かさせていただいたんですけども、詳細については、またこれから常任委員会の方でも、中身的にうちの方も条例も制定しなきゃいけないので、具体的な話はできるかなと思います。

植村委員

預けることができるということ以前に、認定保育園まで来るのに送り迎えが大変だということで、たしか、隣町あたりではそういった支援員がいて送り迎えをしているという、職員がやっているのか、ちょっと中身がはっきり分かんないですけど、そんな話も聞いたことあるんで、そういうことも可能であれば、この中に入れていけば、大変喜ばれるんじゃないかなというふうに思います。

それと、34ページのね、来年度、子育ての世帯訪問支援事業ということで、これ訪問支援員っていうのは、これ、現在、確定されているのか、どうなのかということをお聞きします。

島田保健福祉課長

こちらの方については、事業概要の方にも書かれてはいるんですが、現在、保健福祉課の方では、そういう専門員はおりません。続いて、こちらの方で実施について検討いたしますということで、事業の必要性及び実施について検討しますということです。今のところ、こういうような事例は多くはないんですけども、保健師の方での訪問で、一応フォローはできているというような状況ですので、これから、どんどん、どんどん、もしかすると増えてきたときには、そういう専門員も置かなきゃならない、支援員も置かなきゃいけないのかなというふうには考えます。

植村委員

この支援事業というのは問題があるっていったらあれなんですけども、ちょっと様子が変わだなというような家庭のお子さんの家庭を、やっぱりそういった専門員が行って状況を確認してということの作業っていうのは、これからやっぱり大切になるのかなという。親御さんの子育ての悩みだとか、そういうものも含めて、やっぱり、しっかりと対応して欲しいなという気がします。虐待等々も含めた、虐待までいかなくても朝食が取れてないだとかっていうことも含めて、やはり、きちっと対応して、指導して、支援していただければいいなというふうに思うんですけども。

島田保健福祉課長

先ほどの、この前の説明と重複する部分あるんですけど、こちらの方は子どもというところなので、こちらの方も教育委員会ですとか、あと、うちの保健師ですとか、その辺の関係機関との連携を、一応、情報共有はされているので、その辺で、ちょっと問題のある部分、教育委員会は、あくまでも学校教育というフィールドの中でしか物事できないんでしょうけど、うちの保健師、保健福祉課としては、家庭内の方にプライベートの部分にも、ちょっと入っていくことは可能なので、そこは関係機関との情報共有ができてますから、あと保健所ですとか、いろいろな部分と、そちらの方で情報共有したときに、こういう問題がありそうだということがあれば、うちの保健師の方で連絡を取って訪問していくっていうような、そういうような状態というか、連絡調整の体制は今はできてますんで、そこはできているということで、対応は今、実際にしている家庭もあります。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、第三期幌延町子ども・子育てプランについては以上とします。

次に、④幌延町障がい者総合支援協議会の設置についての説明をお願いします。

島田保健福祉課長

それでは、幌延町障がい者総合支援協議会の設置について、お配りした資料も御覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず、お配りした資料1の目的についてですが、国は令和6年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの一部を改正し、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための規定の整備がされたところであります。また、昨年3月に新たに策定されました「幌延町障がい者総合支援計画」においても、国の取り組みを踏まえ、幌延町においても障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性を尊重し合いながら共生する、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、障がい者施策の一層の推進を図ることとしています。この度、障がいを持った方々が安心して地域生活を送れるように地域生活支援拠点などの整備に向けた検討や、就労ニーズの把握などを協議することを目的として、新たに幌延町障がい者総合支援協議会を設置するものです。

資料2の所掌事項の(1)相談支援事業者の運営評価等に関することにつきましては、社会福祉法人幌延福祉会に委託しています相談支援事業所ひだまりについて、サービス提

供における問題点を把握し、サービスの質の向上を図るなど、障がい者やその家族に対する相談サービス・必要な支援の方法などについて、協議していくこととしています。

(2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等に関することにつきましては、(1)と同様、相談支援事業所ひだまりを通して、相談における困難事例があった場合、どのような対応が考えられるのかを協議・調整してこととしています。(3) 障がい者(児)の地域生活に必要な支援体制の整備に関することにつきましては、障がい者が地域で安心して生活できるための支援体制や環境整備について、協議していくこととしています。(4) 地域課題に対する体制整備に関することにつきましては、現在、町内には整備されていませんが、今後、必要となった場合に、地域における障がい者支援の中核的な施設として、障がい者やその家族からの総合的な窓口として、基幹相談支援センターや障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するための地域生活支援拠点などの整備について協議していくこととしています。(5) 障害者計画及び障害者福祉計画の作成、変更に関する意見、具申及び推進に関することにつきましては、障害者基本法第11条2項及び障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項それぞれに規定されています市町村計画を一体的に策定した幌延町障がい者総合支援計画の作成・変更について、本協議会において意見等を求め協議するものです。(6) 障がい者就労に関する課題を解決するための幌延町への施策提言、その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関することにつきましては、障がいを持った方が町内で働きながら安心して生活するために必要としている就労ニーズの把握や、町内における障がい者就労の現状と課題を検証し、障がい者の多様な就労ニーズに応じた政策を検討し、町に対し施策提言するものです。これにより、生まれ育った幌延町で働きたいという思いを持った障がい者や町外の障がい者の方からも、幌延町内でより多くの選択肢を持ち、働きやすい環境が整備されることが期待できます。

資料3. 協議会構成委員につきましては、地域の福祉団体と障がい者及びその家族、行政など、10名以内で組織されるものとしています。

4. 専門部会につきましては、所掌事項に必要な情報収集や調査などを行う専門的な部会とし、委員から6名以内で構成されることとしています。

福祉団体と障がい者やその家族、行政が一体となり、障がい者が自立した生活を送るための支援策を検討することにより、障がい者が安心して地域で生活できる環境整備を整えることに繋げられるよう進めていきたいと思っております。また、新規の利用者が見込まれず、高齢化が進んでいる北星園についても、環境が整えられることで、新たな利用者確保につながることを期待できると考えています。

以上、幌延町障がい者総合支援協議会の設置についての説明といたします。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、幌延町障がい者総合支援協議会の設置については以上とします。

暫時休憩します。

(1 4 時 5 5 分 休 憩)

(1 5 時 0 0 分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、(4) 住民生活課所管「①地域デマンド交通実証運行結果と今後の方向性について」の説明をお願いします。

村上住民生活課長

それでは、地域デマンド交通実証運行結果と今後の方向性についての説明をさせていただきます。

町内の交通体系の見直しと確保、維持を目的として、昨年3月に策定しました、幌延町地域公共交通計画に基づき、利用回数に制限のないデマンド交通の有効性を検証するため、昨年10月、11月の2か月間で、幌延地区では乗り合いタクシー、問寒別地区では自家用有償旅客運送の実証運行を実施し、輸送人数に関するデータや利用登録者及び問寒別地区住民ドライバーの意見、要望などを収集し、得られた情報を基に各種分析を行い、有効性や改善事項等調査結果報告書としてまとめましたので、調査結果とその結果を踏まえた今後の町内公共交通ネットワーク体系の方向性について、お配りいたしました資料を基に地域対策担当の山下課長補佐の方から説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

山下住民生活課長補佐

それでは、地域デマンド交通実証運行結果と今後の方向性について、御説明させていただきます。

まず、資料の確認ですが、まちづくり常任委員会説明資料ホチキス止め2枚ものがございます。その次に、少し枚数ございますが資料1、幌延町地域公共交通計画推進計画、実態調査結果等報告書概要版、ホチキス止めでございます。最後に、A4横判1枚ものの資料2、町内公共交通ネットワーク体系の方向性(案)でございます。

では、資料に基づき御説明させていただきます。

まず一つ目として、実証運行の結果についてでございます。こちらは、資料1から御説明をさせていただきますが、昨年10月から11月の2か月間にかけて、地域デマンド交通の実証運行を行っております。幌延地区にあっては乗り合いタクシーの区域型、問寒別地区にあっては自家用有償旅客運送の区域型を行っております。

まず、1ページをお開きください。

第1章の実証運行実施計画でございますけれども、こちらの実証運行の目的は、昨年3月に策定しました幌延町地域公共交通計画の基本方針に基づきまして、町内におきます交通のネットワークを構築していく。これによって高齢者等の外出手段を確保していこうとするものです。町内の公共交通の乗り継ぎ拠点と結んだり、あるいは、住民と来訪者の交流を確保したりするということなどを目的といたしまして、幌延地区にあっては利用回数に制限のないデマンド交通を乗り合いタクシーという方法で、そして、問寒別地区においては、こちらオンドemand型の自家用有償運送を検討し実施していこうとするものでした。

2ページをお開きください。

運行の実施主体は幌延地区にあっては天塩ハイヤー様、問寒別地区にあってはNPO法人ミナといかん様、こちらが運行の主体となります。

6 ページお開きください。

こちらは運行日、運行時間などございますが、幌延地区にあっては天塩ハイヤー様の営業時間、問寒別地区にあっては平日の9時から17時という運行時間でございます。

こうした計画に基づきまして10月、11月の2か月間、実証運行を実施しております。

11 ページをお開きください。

こちらから第2章、実態調査結果でございます。

調査の方法は5つの方法を用いて行っておりまして、表2-1のとおりですが、幌延地区と問寒別地区それぞれで輸送人数の分析を行っております。そして、両地区で利用者のアンケート調査を実施しております。そして、5番目は問寒別地区のみでございますが、住民ドライバーのアンケート調査を実施しております。

17 ページをお開きください。

17 ページ以降、2-2、幌延地区乗り合いタクシー輸送人数の分析結果でございます。

(2) で輸送形態別の輸送人数が掲載されておりますけれども、乗り合いタクシーにしましては、一般と助成制度を合わせまして、2か月間で585人の利用がございました。

19 ページをお開きください。

そして、この乗り合いの(4)乗合状況でございますが、輸送人数585人に対して運行回数が550回でございましたので、乗り合い率は6.4%となっております。

21 ページをお開きください。

(6) 連絡施設別利用者数ということで、自宅と連絡施設を結ぶ運行を行いましたけれども、表のとおりセイコーマート幌延店、フードインタイムリーいとう、Qマート等、商業施設が427件、36.5%を占めております。また、JR幌延駅など、公共交通機関の乗り継ぎが126件ございまして、10.8%を占めております。

24 ページをお開きください。

1つ項目、飛びまして2-4、幌延地区乗合タクシーアンケート調査の分析です。

御利用された方のアンケート情報でございますけれども、(1)利用満足度は、総合的な満足度は84.7と、多くの皆様に御満足を頂けております。

26 ページをお開きください。

(2) 今後の運行方法といたしまして、現在の運行内容により本格運行すべき、一部改善して本格運行すべきと答えた方が60人、48%ございます。不明な方が46%おりますので、ここを除きまして、おおむね多くの皆様、御回答頂きました多くの皆様が本格運行をこのまま望んでおられるということが分かります。

27 ページをお開きください。

ここで、改善内容といたしまして町外の運行内容、町外への運行を希望される内容がございまして、それぞれの地域への医療施設あるいは商業施設、この行き先を御希望するというお声が多くございました。

28 ページお開きください。

こちらには、その他の意見といたしまして、自由筆記で御意見を頂いておりますが、ハ

イヤーさんの営業時間を早くから、そして遅くまで延長してほしいというお声ですとか、あるいは、タクシー利用券を増やしてほしいといった御要望が記載されてございます。

以上のように、調査結果から分かることでございますけれども、幌延地区に関しましては乗り合い率が6.4%ととても低かったんですけれども、その分、固定客が多くございまして、10回以上利用された方で約73.5%ほど乗り合いタクシーを利用されているという傾向がございますので、一部の皆様がたくさん御利用されているという実態が分かってございます。また、65歳以上の利用者の割合が96%でございますので、高齢者の皆様の移動をサポートするという意味合いでも、一定の支援がなされたというふうに考えております。また、郊外在住者の方が市街地に向けて、あるいはその逆を利用されるケースが8.7%ほどございましたので、そういった郊外の皆様の移動の足の御支援にも一定程度、貢献してございます。また、利用する先が商店36.5%、公共交通機関への連絡10.8%と、日常の足の使い方や公共交通との接続という町のそもそもの方針とリンクする部分が見えてございます。また、運行を希望する時間帯は早朝であったり夜間の延長、各種交通機関と乗り継ぎ等可能な運行、これを御希望されるというお声がございました。また、町外の運行の希望先としては、医療機関として稚内、名寄、旭川、札幌、商業施設として稚内、天塩と豊富を挙げるアンケートのお声がございました。その他、ハイヤー運賃等助成制度、こちらを以前から行っておりますが、拡充を要望するお声もございまして、チケットの枚数を増やしてほしいという御要望、そして、町政懇談会等ではございますけれども、チケットの家族内で利用する共通化、これを御希望されるというお声も把握してございます。

続きまして（2）問寒別地区の状況でございます。

資料1の22ページをお開きください。

2-3、問寒別地区自家用有償運送輸送人数分析でございます。

問寒別地区にあっては10月、11月の2か月間で67人の御利用がございました。

表2の10では乗り合いの状況を示しております、この67人が運行回数44回で乗車しておりますので、52.3%の乗合率となっております。

23ページをお開きください。

（4）連絡施設別利用者数ですが、問寒別生涯学習センターを行き来する割合が26.1%と非常に高くございます。また、JR天塩中川駅は4.5%と一定の利用がございました。

29ページをお開きください。

こちら、2-5、問寒別地区自家用有償運送アンケート調査分析結果でございます。

総合的な満足度といたしまして、満足とやや満足を合計すると100%となっております。

30ページをお開きください。

表2-14、今後の本格運行の可否については、不明以外の9名の皆様全てがこのままの本格運行、あるいは一部改善しての本格運行を望むお声がございました。また、⑤町外の運行の内容でございますが、中川町内への診療所、天塩町内の沿岸バス停留所を御希望するお声があり、また、31ページのその他意見としては、幌延市街地の老人福祉センタ

一の温泉を利用したいというお声が4件ございましたので、他地域への移送輸送の御要望も一定程度身請けられます。

問寒別地区のこの実証調査の結果から分かることでございますけれども、乗合率が52.3%と高く、そして、固定客が多い傾向にございます。5回以上利用された方で全体の利用の58.2%を占めておりますので、一定の方が利用しているという方が多くございます。また、運行日数が運行率として35.7%ですので、少ないという傾向も見取れます。更に、郊外在住者の問寒別市街地までの利用が25.4%と、一定の地域の足の確保として貢献しているということが分かります。利用先ですけれども、生涯学習センターが26.1%、中川町の天塩中川駅が4.5%となっており、町として当初想定しておりました公共機関とのアクセスや交通機関との連絡、こちらの方も充足してございます。

アンケートから分かる運行の希望時間でございますけれども、こちらは土日、祝日の運行を望む声がありました。また、町外の運行の希望先として幌延市街地への浴場への送迎、病院、乗り継ぎなどがございました。

以上がこの実証運行の分析の結果でございます。

続きまして、本資料の2枚目でございますが、2番目、実証運行による検討すべき課題でございます。

先ほどの報告書の中の御意見の欄にもありましたけれども、特に幌延地区にあつては、この事前予約制と通常運行との違いがよく分からない、運行形態が分かりづらいという御指摘がございました。また、乗り合い事業と高齢者助成事業、元々やっている事業の二つの仕組みがあつて分かりづらいというお声も頂いております。更に、こちらは問寒別地区でございますが、タブレットを操作しながら、システムに入れながら距離等を計測してまいりますけれども、その操作の負担と把握すべき情報がたくさんあることによる事務負担が増えているという、そういう課題も浮き彫りになっております。また、今後、補助制度を活用していこうとする際にも必要な情報というのが増えてまいりますので、そういった事務負担が増えてくるであろうということも課題として把握することができました。

こうした1と2の実証運行の結果と課題を受けまして、3番目、令和7年度以降の方向性についてを資料2から御説明させていただきます。

資料2は町内公共交通ネットワーク体系の方向性案でございますけれども、公共交通計画で定めた基本理念を実現していくための基本方針、町内の公共交通ネットワーク形成を進めていこうとしてまいりますけれども、幌延地区にあつては実証運行は乗り合いタクシーという方法を行いまして、これがどうだったかを検証したところでございますが、事務処理などの負担、これがかなりあるということが把握されましたので、今後といたしましては、町の体制が整備されて、この事業を行うことができるようになるまで、当分の間、乗り合いタクシーの制度は見合せていきたいというふうに考えています。これに伴う手続きですとか事務処理の部分で大変煩雑なものがございまして、当面、現行体制では乗り合いのタクシーの制度というものを行っていくことができないというふうに考えてございます。しかしながら、報告書にもございましたが、本格運行を要望するお声というものがたくさん多くございましたので、令和7年度以降、②のハイヤー運賃等低廉化制度を創設して、同じような形で運行していきたいというふうに考えています。この資料2の幌延地区

に関してですけれども、一般の皆様が誰でも何度でも利用できる幌延地区の制度として乗り合いタクシー制度を今まで考えておりましたけれども、こちらを見合せた代わりにオンデマンド型のハイヤー運賃等低廉化事業を実施してまいりたいとするものです。この内容に関しましては、乗り合いタクシーと同じ料金体系で全て行っていきたいというふうに考えておりますので、利用される皆様に関しては、乗り合いタクシーと変わらない方法で利用できるのかなというふうに考えております。ただ乗り合いを前提としていないというところがございますので、これまでの高齢者向けのハイヤー運賃助成制度と同様の単純に利用される方の運賃等を補填していくというような仕組みに改めるというものでございます。そして、御要望の一つに、ハイヤー運賃等助成制度と乗り合いタクシーの制度、これが分かりづらいというところがございましたので、一体的な周知をすることで、そちらを改善してまいりたいというふうに考えております。

(2) 問寒別地区の考え方でございますけれども、問寒別地区に関しましては、これまで自家用有償旅客運送で実証運行を重ねてまいりましたけれども、2月17日の第2回幌延町地域公共交通活性化協議会を開催させていただきまして、町としての方向性を委員の皆様にお示しさせていただきました。この中で乗り合いタクシーと同じく、自家用有償運送に関しても事務処理の負担等を勘案した結果、現行体制では厳しいというところを鑑みまして、体制整備を構築されるまで自家用有償旅客運送を見合わせるという方向性をお示しいたしまして、その代わりとして、実費相当の利用者負担を頂きながら無償運送の方に切り替えるというような方向性をお示したところです。この実費に関しましては、細かく燃費など車種に応じた燃費などを計算していきまして、それに掛かる保険料、車両の賃料などを頂くことができますが、これを料金体系化しまして、利用者から頂くというものです。これに関しまして、御参加いただきました委員から御指摘の事項がございまして、1件の運行に対して区域ごとに決まった委託料を町が支払う場合は有償運送と取り扱われる可能性があるという御指摘をいただきまして、現在、この件に関しまして運輸局へ照会しております。この資料2の、ちょうどこの真ん中の部分に費用総額と利用者負担、町の負担のイメージというものを挙げているんですけれども、このハイヤー運賃低廉化にしても、無償実費運送にしても、掛かった費用を町としては運行主体にお支払いするというイメージを持っておりますが、運行したエリアごとに、もう幾らと、1件幾らということを決めた上で運行を委託してまいりたいと考えておまして、利用者から利用料を頂くという有償ではなくて、1件の運送の対価として、もう町が運行主体にお支払いするということそのものが、もう有償だというふうに指摘される可能性があるということでございました。ここに関しては、旭川支局だけでは回答ができないということで、今、本局の方での検討いただいた上で、後日、改めて回答頂けることになっております。よって、問寒別地区に関しましては、まだ、運輸局からの回答次第ということになりますけれども、もし、現行のやり方で有償運送とみなされてしまう場合は、自家用有償旅客運送をこのまま継続していく必要があるだろうというふうに考えております。一方、現行のやり方で、有償運送とみなされないとするならば、実費相当分を利用者から頂きながら、無償運送に切り替えることで、少しでも事務の省力化につなげていきたいということを考えております。

続く、方向性の(3)でございまして、ハイヤー運賃等助成制度でございまして。

こちらは、令和3年から実施しております高齢者等の交通費を助成するというものです。今回の利用者アンケートや町政懇談会をとおしまして、チケットの配布枚数の増、あるいは家族内のチケットの共通化というお声を頂いておしまして、これらを検討した結果、配付チケットの枚数を令和7年4月予定で増やしていきたいというふうに考えております。こちらはハイヤー運賃等低廉化制度を実施した場合に、市街地に関してはその恩恵が少なくなりますので、市街地の皆様に多く配分するような形での枚数増を計画してございます。また、②配布チケットの家族内の共通化でございますが、こちらはシステムの改修等が必要になることから、令和7年の10月の施行を現時点で計画し、予定で進めてまいりたいと思います。

改正の内容でございますけれども、本資料の表のとおりでございまして、市街地にあつては、単身の方が、現在、年度36枚交付しているところを2倍の72枚、複数世帯にあつては24枚のところを36枚にしようとするものです。これまで、単身の方にあつては、月、市街地往復1.5回程度だったものを3回にしようとするもので、複数世帯にあつても、1回のものを1.5回、そして、家族で共通化するチケットとすることで実質3回と同程度の利用が可能になりますので、この枚数に引上げたいとするものでございます。また、郊外にあつては、単身が84枚を108枚、複数世帯を56枚から72枚とすることに加えまして、家族のチケットを共通化することで、実質、市街地の往復を単身で月4回程度、複数世帯にあつては、月、実質6回程度まで引き上げることで、地域内での移動の手段の足を確保したいとするものでございます。

4、今後の協議会、公共交通活性化協議会の運営の予定でございます。

乗り合いタクシー制度ですとか自家用有償運送制度に関しまして、これを本格運行する際は対面での開催が必要になってきますし、補助金を申請する際には、毎年、数回の協議会の開催が必要となってまいります。また、計画内容を変更したり計画の内容を変更したり改正したりする際にも対面の開催が必要になってまいりますので、こうした際は、協議会を開催して委員の皆様にお諮りしてまいりたいと思っております。一方、自家用有償運送を継続する場合は陸運局の3年の更新がございまして、この場合に協議をする必要がございしますが、内容に変更がない場合は書面等で開催できる見込みがございまして、このような形で協議会運営していきまして、事務的な部分の省力化に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上が地域デマンド交通実証運行結果と今後の方向性についてでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

(一同無言)

ないようですので、地域デマンド交通実証運行結果と今後の方向性については以上とします。

次に、令和7年度地域運営組織に係る町支援制度（案）についての説明をお願いします。
村上住民生活課長

それでは、引き続き、令和7年度地域運営組織に係る町支援制度の案について説明をさ

せていただきたいと思います。

まちづくり基本条例で定めます自主的、主体的に取り組む地域運営組織に対する行政支援の方策や仕組み等について、全町的に適用可能な支援措置制度として構築するため、関係条例等を整備することとしまして、今月10日開催のまちづくり常任委員会で幌延町地域運営組織に関する条例案及び同条例施行規則案について説明をさせていただき、行ったところです。

本日につきましては、地域運営組織への運営支援、人材確保育成支援、事業推進支援などについての制度案と令和7年度予算案について御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、お配りしました資料を基に、先日の常任委員会でいただきました条例案に対する御意見への回答と併せまして、山下課長補佐の方から説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

山下住民生活課長補佐

それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、資料の確認ですが、常任委員会説明資料1枚ものがございます。その次、資料1といたしまして、地域運営組織関連条例案等支援制度整理概要、A4横判1枚です。資料2、幌延町地域づくり活動等交付金案算定試算資料、A4横1枚ものです。最後に資料3、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、A4縦判両面でございます。以上の資料で御説明をさせていただきます。

では、令和7年度地域運営組織に係る町支援制度案についてでございます。

まず、1地域運営組織に係る関連条例等でございます。

前回2月10日のまちづくり常任委員会で御説明いたしました地域運営組織に関する条例及び条例施行規則案について、御指摘事項等がございました部分に関して、次のとおり、考え方を整理しております。

まず、(1)地域運営組織の基準等、定義に関する部分ですけれども、条例案の第2条の関係で10人以上の構成員がいることという定義がございます。この10人という人数に関しての御指摘ございましたけれども、町から相当程度の支援を受ける団体として、地区を代表して団体登録をするという観点から公共性あるいは公益性を担保していく必要がありますので、一定程度の集落代表者や地域団体等、多様な構成が必要と考えておりますので、現時点では10人という構成員以上を設定としながら進めてまいりたいというふうに考えております。②住民の周知に関しまして、規則案の第3条関係でございますけれども、これだけの仕組み、制度でございますので、あるいは予算でございますので、住民への積極的な説明が必要であろうという御指摘等ございましたけれども、規則案の第3条3項には地域運営組織の責務といたしまして、いろいろな多方面の皆様に対して会計や活動状況、成果の積極的な情報公開をすることを規定する条項がございますので、地域運営組織として、これらの責務を果たすということが求められることから、一定の住民周知というのがなされるのではないかというふうに考えています。また、町としての支援体制については、町のホームページや広報紙等で随時お知らせしてまいりたいと考えておりますので、これにより、住民の皆様にも、この辺の周知を進めてまいりたいと考えております。

その他、前回お示しいたしました案から、その後、その他の誤字脱字ですとか、文言等

修正いたしまして、3月の定例会に提案させていただきたいというふうに考えております。

2番、支援制度案と令和7年度予算案措置についてでございます。

地域運営組織に係る支援措置等を講ずるために、その指針や基準となる要綱を次のとおり制定しまして、必要な予算案を算定の上、3月定例会へ提出したいというふうに考えております。

具体的な支援制度の案と予算案に関しましては、資料1を御覧ください。資料1、地域運営組織関連条例等支援制度整備概要でございます。

(1)左の(1)条例と(2)の規則に関しては前回説明させていただきました。本日は(3)から(5)の部分の御説明となります。

まず(3)の要綱等でございますが、こちらは黒丸で四つ予定しております制定を予定しております。また(4)予算案でございますが、制度の内容といたしましては要綱に紐付くような形で白丸の四つを想定しております。この①から④の項目のそれぞれの事業を合わせまして、自治振興費の中に地域運営組織支援事業という新しい事業を創設いたしまして、合計で3,583万2千円の予算案額を積算してございます。

それぞれの説明でございますけれども、まず要綱の①でございます。

幌延町地域運営組織との協定の締結に関する要綱案でございます。こちらは条例施行規則案第10条に基づきまして、地域運営組織と町が共同して地域づくりに取り組むための事項を定めた協定でございます。協定は2種類想定しております、複数年度の期間に及ぶ基本協定により相互の役割を明記し、単年度の年度協定により人材の配置、あるいは一括交付金額やその支払い方法を規定していきたいと考えております。また、要綱等の②でございますが、幌延町地域づくり活動等交付金交付要綱案でございます。こちらの方は自由度が高く、柔軟性のある運営費の一括交付金の算定基準を定めたものです。この①と②を合わせた要綱を受けまして、(4)の予算措置といたしましては、①幌延町地域づくり活動等交付金これを事業化したいというふうに考えております。こちらの予算案の額は848万6千円でございます。この内容につきましては、資料2を御覧ください。資料2、こちらの交付金の算定試算資料でございます。縦軸に交付基準の項目をそれぞれ示しております。横軸が地区をあらわしてございます。まず、この交付基準は、縦軸に必須事業と選択事業という大きく2つの項目を予定してございます。必須事業は地域運営組織として活動する場合には必ず行っていただきますという事業をすることにより算定される経費でございます。選択事業は三つございまして、それぞれ、その団体が任意で選択した場合に交付される算定基準でございます。必須事業の一つ目といたしましては、①地域運営管理費として地域運営組織の運営管理費や事務費を想定した積算基準でございます。内訳は、職員人件費やそれ以外の経費を見込んでおります。また、必須事業の二つ目としては、地域運営事業費として、地域運営組織の基礎的な活動の経費を賄うものとして積算基準で算定した額でございます。また、選択事業といたしましては、三つ目、生涯学習事業として、地域づくりに資する生涯学習や青少年健全育成団体等へ支援する場合、こういった支援を行おうとする場合に選択していただいて、選択した場合に積算されるものでございます。④地域福祉事業、こちらは高齢者等の地域福祉増進や生活支援体制を支援するもので、選択により算定されるものでございます。⑤地域おこし協力隊配置事業費、こちらは町で配

置したり町の職員は算定外でございますけれども町と協議しながら配置した場合に算定される項目でございます。

これらの小計がまとまっていますけれども、各々に、かなりの項目の交付基準がございます、それぞれで積算した積み上げた金額がこちらの計に並んでございます。

予算額に関しましては、今回、問寒別地区の予算額の欄、848万6千円を計上してございますが、こちらは必須事業として積算された地域運営管理費と地域運営事業費合わせた648万8千円と団体が任意で選択して実施した場合に想定される生涯学習事業と地域福祉事業、合わせました199万8千円を合わせた848万6千円を交付金として予算案の計上をしてございます。参考といたしまして、こちらの積算基準の中には人口割とか世帯割とか高齢化割とか面積割とかいろいろございますけれども、そういった要素を幌延地区に当てはめて積算すると、問寒別地区の予算額ベースに対応する部分で1,107万円ということで、やはり人口規模が大きいということもあって、問寒別地区に比べますと、250万強、試算結果としては多くなっているというところでございます。

いずれにしても、まだ仮の算定というところでございますので、本格的な数値、時点による数値等を当てはめた場合には、こちらの金額、交付金が動いてくるということになります。

続きまして、③の要綱の部分ですけれども、幌延町地域づくり人材等支援事業補助金交付要綱案でございます。こちらは地域運営組織の人材確保や雇用育成等の経費を支援していくもので、予算措置としては、②幌延町地域づくり人材支援事業補助金として796万4千円を予算案として計上してございます。こちらは、地域おこし協力隊や集落支援員などの外部人材を雇用するために要する経費や人材確保するために必要な経費、又は地域の担い手を育成していくために必要とする経費、更には、地域運営組織等の活動に必要な資格等の取得に要する経費などが補助金として支援するという内容でございます。

予算の内訳といたしましては、外部人材等受入れ経費として676万円、そして、担い手育成支援分として、資格等取得経費120万4千円の合わせて796万4千円とさせていただいております。

そして、④の幌延町地域運営組織事業推進補助金交付要綱案でございますが、こちらは③の地域運営組織の人材支援に係る経費以外の経費を支援しようとする補助金でございます。内容といたしましては、③の部分でございますが、地域運営組織事業推進補助金といたしまして、資機材の導入や各種ハード事業等に係る補助、あるいは地域づくりビジョン等の計画策定改正経費、地域のにぎわいづくりなどに資する経費などでございます。

予算額に関しましては、地域運営組織推進事業といたしまして、資機材の導入、1,172万9千円を見込んでございます。こちらに関しては資料3を御覧ください。

今回、こちらの補助金の交付要綱を使いまして、国に要望を出しております過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付金を国に現在要望中でございます。この交付金は、自治体に交付金が入ってきますけれども、事業の執行は地域運営組織が行うということになってますので、支払い先、支払い元が地域運営組織になると。ただ、交付金の受入れは町になりますので、町から地域運営組織にその交付金を支援してあげるために、こういった補助金が必要になるというものでございます。今回の国の交付金を使いまして、地域で

安心して健やかに住み続けられる地域集落機能を提供していくために、主に住み続け支援と活力にぎわい支援、この分野で国の交付金をいただこうとするものです。

裏面を御覧ください。

国に要望している実施計画といたしましては、といかんずっと暮らし推進事業として2,462万9千円、こちらが主に資機材の導入ですとか地域づくり人材を支援していくための経費でございます。また、もう一つ、にぎわい創出地域活動実験拠点推進事業として1,335万5千円を要望してございます。

この計画の事業費に関しましては下半分に見積額を記しておりますけれども、といかんずっと暮らし推進事業は、主に地域運営組織が発出していくために必要とされる資機材、これを導入する経費を国の交付金で賄おうと、創業資金的な部分でございます。ミニショベルから軽トラック、作業に必要なものを列挙してございますけれども、こちらの要望額が2,462万9千円となっております。ただ、これだけですと単純に備品や車両を購入するだけということで、採択の確率というのが、ちょっと下がってきますので、地域運営組織を支援する事業と一緒に実施したり、あるいは、にぎわいを創出する事業を下の部分と一緒に実施することで、この交付金の趣旨にかなうような事業とすることで交付金の採択の確率を上げようとするものでございます。しかしながら、この交付金は5月から6月ぐらいに採択の可否が判明するということでございますけれども、交付金が不採択となった場合でも、地域運営組織の操業部分に必要な資機材というものの必要性に変わりはありませんので、こちらの最低限必要な資機材に関しては、当初予算で1,172万9千円を計上させていただきまして、交付金が採択されたときには、6月補正等で、その他の経費を整理して計上したいというふうに考えてございます。

本資料に戻りまして、その他の部分なんですけれども、要綱によるわけではございませんが、予算としましては、④といたしまして、地域運営活動支援業務委託といたしまして、住みつけ支援等地域運営活動を支援する委託の業務でございまして、こちらの方は765万3千円の委託料を計上してございます。

以上が、令和7年度におきます地域運営組織に係る町の支援制度と予算の内容についての御説明でございます。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

いいですか。質問ありません。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、「令和7年度 地域運営組織に係る町支援制度(案)について」は以上とします。

暫時休憩します。

(15時47分 休 憩)

(15時50分 開 議)

高橋秀之委員長

休憩を解いて会議を再開します。

調査事項(5)教育委員会所管「幌延町奨学資金貸付条例の改正について」の説明をお

願います。

伊藤次長

はい、それでは幌延町奨学資金貸付け条例の改正について御説明させていただきます。

まずはじめに、本条例につきましては平成28年にまち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の一つ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる支援として、このときに制度の拡充を行う改正を行っておりまして、それが現在に至っているという形になっております。

配付資料の最後のページに現行の条例を添付しておりますけれども、ちょっと字が小さいんですが、すいません。この概要を申し上げますと、まず、経済的に就学困難な者に対し貸付けして、有用な人材を育成することを目的としております。それから、高等学校等に在学する優秀な生徒、学生に月額5万円以内の範囲で貸付けしている制度です。そして、貸付金の償還方法につきましては、貸付け期間終了後の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、29年以内に償還することとしております。そして、償還金の減免規定では、所定の学校又は教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ居住して、住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が貸付け期間の2倍。ただし、10年を限度としておりますを超えることとなったときは、貸付金の2分の1を免除することができるとしております。

この度の改正の趣旨ですが、本町を巣立った有用な人材が大学等を卒業し、一定期間の就業や実習又は離職を経て地元へ戻ってきた際の支援の一環として、近年のUターン志向の高まりや若者の離職に関するデータ等を鑑み、卒業後3年を卒業後5年に延長することで事業効果を高めようとするものでございます。

それでは新旧対照表を御覧ください。

1番最初、こちらの条例の第11条第1項第1号中、卒業後3年以内を卒業後5年以内に改めるものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

そして、次のページから例として何パターンか示しております。実際にどのような形になるかというものを示しているものです。

まず最初が、これは3年間36か月分、5万円を借りて、すぐ返って来た場合の、卒業後1年以内に帰ってきた場合、それを想定したシミュレーションになっております。

こちらの方、卒業してすぐ帰ってきますので、36か月借りていきますので、それでこれを20年計画で返した場合、月7,500円が償還の最低の基準になりますので、これを毎年返していくというようなシミュレーションなってます。年額でいきますと9万円を毎年返していく形になりまして、1年間猶予期間ありますので、償還始まるのは2年目という形になります。

こちらの方、1年以内の場合については3年借りてますので、6年間、幌延の方に就職又は居住すれば償還金の残額が135万円に、毎年9万円ずつ返していくと6年目の時点で5年償還したことになりますので、135万円が償還残額という形になりまして、その2分の1ですので、この方の場合には67万5千円が減免になるというような形になります。

その横が5年たって帰ってきた場合については、帰ってきたときから幌延生活がスタートしますので、卒業後5年たっていますので、帰ってきたときには既に4年の償還が済んでおりまして、そこで幌延に帰ってきてから、3年借りてるから6年間を、5年住んだ場合に、このときの、ずっと9万円ずつ返していくと、そのときの基準に達した場合が償還金額の残額が99万円ですので、その2分の1で5年たって帰ってきて、3年借りて、7,500円ずつ毎月返してって、5年たって帰ってきて、それから借りた額の2倍、幌延に住むと49万5千円が減免になるというようなことになります。これが3年借りた場合ですね。あと、その下の②っていうのが、今、大体今借りてる人たちが償還しているのが月1万円ずつっていうのが多いもんですから、もし1万円ずつ返してった場合っていうのがこの②の表になっています。

3年借りてすぐ返ってきたら120万残ってることになりますので、その半分の60万。それから、1万円ずつ返している人が5年後に幌延に帰ってきた場合は36万が最終的に減免になる金額という形になってます。

2枚目が2年、例えば短大とか4年生行っても途中から借りる人とかもいますので、2年借りた場合については、幌延在住の規則的には48か月幌延で働けば権利を得るという形になりますので、1年、すぐ返ってきた場合、2年借りてすぐ帰ってきた場合は、4年間幌延に住めばいいので、102万円このときに残額が残っているので、51万円を減免、免除してもらえんという形になってます。

短大で2年間借りた人が、5年たって、最低で20年間で返す場合は5千円なので、この6万円という数字が出てくるんですけど、5年以内に帰ってきた場合は、権利を得たときに39万円が戻るようなイメージです。

下の②というのが、先ほど申しましたけれども1万円ずつ返すパターンが多いので、1万円で想定した場合の金額です。こちらの方、2年借りた人は4年たったら42万円減免になると。5年目で帰ってきた場合は18万円が減免という形になってます。

最後のページが4年間、大学を想定されるかなと思うんですけども、4年間借りた場合は、権利を得るのが、幌延に8年いることが条件になりますけれども、4年借りた場合については、20で割ると月額1万円が最低ラインという形になりますので、年間12万円を納めていく形になりますので、すぐ帰ってきて、8年後、156万円が償還残額ということで、78万円が免除されるというようなことでございます。

5年たって戻ってくると卒業後11年、12年とかなっちゃうので、それでもまだ償還残額108万円残ってますので、その2分の1で54万円が戻るという形になってます。

この制度自体が就学困難な学生とかのための制度でありますけれども、帰ってきた際にはこのような免除制度があるよということで、今後も委員会としてはPRしていければなと考えております。

今回3年から5年にちょっと緩和させていただいて、借りやすいようにできればなということで、今回条例を改正させていただくということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

齋賀委員

今回の条例改正なんですけど、これは、どこからか要望があってこういうふうには3年から5年になっていうふうになったんですか。

岩川副町長

はい、これは町部局から要望しました。というのは、今なかなか町内において人手不足、人材不足が顕著になってきています。これに対してやっぱり何か対策、議会でも度々、人材確保についてどのように考えてるのかという御質問を受けてまして、そういうことに対処するための対策の一環として、Uターンがしやすい環境を作ろうということで、教育委員会の方に、こちらの方の改正をお願いしたところです。

また、これらのほかにも、今後、町職員の確保のためにも人材育成、確保基本方針等の計画を今後定めていきたいなというふうに考えてございます。

齋賀委員

はい、分かりました。

高校に行く、大学に行く、その年齢、その時期になったら、また、なお一層PRして、いっぱい貸して、いっぱい戻ってきてもらえればいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

これ、今何件くらい、高校含めて何人ぐらいいるんですか。

伊藤教育次長

はい、現在、償還中の方が8名、それから、この4月から償還始まる方が2名、それと今、貸付け中の方が7名ということで、たくさん使っていただいていますので、今後も活用していただけるように、委員会としては啓発していきたいなと思っております。以上です。

佐藤委員

これが全て戻るとは限らない訳だわね。戻ってくれば一番いいんだろうけど。
なるほど。分かりました。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、幌延町奨学資金貸付条例改正については以上とします。

調査事項については、以上となります。

次に、3、その他ですが、何かありますか。

(「ありません」の声あり)

はい、ないようですので、以上で第2回まちづくり常任委員会を終了します。

ありがとうございました。

(16時04分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 高 橋 秀 之

以上、記録する。

書 記 係 長 藤 田 秀 樹